

慈円『愚管抄』卷第七今訳浅註稿

緒言

本稿は、慈円（久寿二年〔1155〕～嘉祿元年〔1225〕）が著わした『愚管抄』七卷の巻第七を全現代日本語訳し、註釈したものである。

同巻の日本語による主な先行訳註としては、次の四つが挙げられる。^①

- 一、中島本…中島悦次『愚管抄全註解』（有精堂出版、1969〔初刊1931〕）
- 二、大系本…岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』（『日本古典文学大系』八六、岩波書店、1967）
- 三、大隅訳…大隅和雄『愚管抄——全現代語訳——』（講談社、2012〔初刊1971〕）
- 四、石田訳…石田一良校訂訳注『愚管抄巻七』（丸山真男編『歴史思想集』『日本の思想』六、筑摩書房、1972）

殊に第二者の大系本は、校訂された本文とともに詳細な頭註補註、解説、参考文献目録があり、しかも容易に閲覧入手できるため意義が極めて大きかった。また第三者の大隅訳は、難解な『愚管抄』全巻の唯一の全現代日本語訳である。そのため今日の研究では、本文には大系本を、解釈には大隅訳をそれぞれ用いることが通例となっているように見える。

稿者はこれまで中島本や大系本、大隅訳、石田訳に大いに助けられてきており、またこれからも助けられていくことは疑いない。しかし四者には、少なくとも三つの問題があると考えられる。

第一に、大隅訳は大系本を底本としたが、対訳になっていないため、対応

する原文が大系本の何れの頁にあるかを探し難い。中島本と石田訳は対訳になっているが、他の訳註と比較し難いことは同じである。第二に、中島本と大隅訳、石田訳は『愚管抄』の纏綿たる悪文を読み易く意識しており、原文に忠実な逐語訳でない。これら第一、第二の問題は、訳註が底本と異なる版元から出たとか、版元が広範な読者を想定していたとかいうことによるかも知れないが、厳密を期する研究者にとっては甚だ不便である。

そして第三に、先行訳註には解釈の誤りが散見される。しかも、再刊『愚管抄全註解』で後出の大系本を参照し、初刊『愚管抄評釈』を一部修正した中島本を例外として、訳註相互の取捨是非が余りに乏しい。そのため、中島本の誤解を大系本などが踏襲したり、大系本と大隅訳の正解を石田訳が採用しなかったり、また石田訳の正解が大隅訳の再刊三刊時に採用されなかったりしている。

以上のことから、本稿では大隅訳と同じく大系本を底本としたが、読み難くとも原文に忠実に直訳した。また、四つの先行訳註を参照して適宜取捨した。

本稿には、解し難く仮訳を示すに止めた箇所もある。また、先行訳註の誤解を正そうとして、かえって正解を歪めてしまった箇所もある。しかし何れにせよ、『愚管抄』の完璧な訳註は未だ嘗て存在せず、また今後もそのようなものの登場は期し難い。同書を利用する研究者に必要な作業とは、常に原文を見ながら、特定の訳註に偏依せず複数のそれを参照していくことである。先行訳註での対応頁を併記した本稿には、少なくともそのような作業

森 新之介

の便覧としての価値があると信じる。本稿によつて学界に研究の便を供せられれば、また稿者の誤解が読者から批正される機会を得られれば幸いである。

- (1) なお、訳文がなく註釈も僅かな平泉澄校訂『愚管抄』(『大日本文庫』国史篇、春陽堂、1935)と遠藤元男『校訂新註愚管抄』(『古典研究』一・二付録、雄山閣、1936)、丸山二郎校註『愚管抄』(岩波書店、1949)、そして英語による J. Raher (Tr.) "Miscellany of personal views of an ignorant fool. [Guk/wanshō]." (*ACTA ORIENTALIA* vol.15 pars 3, 1936) へ Delmer M. Brown & Ichirō Ishida (Eds. & Trs.) *The Future and the Past: A Translation and Study of the Gukanshō, an Interpretative History of Japan Written in 1219* (Berkeley: University of California Press, 1979) 41-42 については除外した。

訳註

凡例

- 一、『愚管抄』の底本には、緒言所掲の大系本を用いた。大系本は島原市公民館蔵本(以下、「島原本」と略す)を底本とし、諸写本によつて校合したものである。校註者二人の分担は、岡見が巻第一と第二の土御門院条まで、第三、第四で、赤松が巻第二の順徳院条からと第五乃至第七である。
- 一、大系本は島原本の文を、諸本や史実などにより改めている。諸本により改められた箇所は訳文で註記しなかったが、史実により改められた箇所は訳文で島原本の文に復して註記した(例、「朝平(正しくは朝成)」)。
- 一、大系本の句読点は私に改め、一文を分けたり二文を繋げたりした。ただし、註で『愚管抄』原文を引用する時は、大系本の句読点のまま引用した。これは、大系本の句読点はその註や、同書を底本とした大隅訳と関連しているためである。
- 一、本巻を凡そ廿五章に分け、また各章を幾つかの段落に分けた。これらの分章分段は内容によるものであり、長短一定していない。
- 一、主格の「は」「が」「も」、所有格の「の」、目的格の「を」などは、原則として丸括弧なしで補った。ただし例外として、解釈の分かれるような箇所には丸括弧付きで補った。その他、前後の文脈から補うべきだと判断した語句も、丸括弧付きで補った。
- 一、文頭と文末が呼応していない文(例えば、「日本国の習わしは万世一系だ」とあるべき文が「日本国の習わしは万世一系の国だ」となっているような類)もあるが、強いて呼応させることなくそのまま訳した。また、挿入句によつて語順が乱れている文(例えば、「今の世を見るに、惣じて僧も俗も学問をしない」とあるべき文が「惣じて僧も俗も、今の世を見るに学問をしない」となっているような類)もあるが、語順を改めることなくそのまま訳した。

- 一、出来るだけ一原語を一訳語に対応させて現代語訳したが、その徹底は当然ながら不可能であった。次の語などは、原語をそのままにしたり訳し分けたりした例外である。「失せる」「失う」：滅ぶ、滅ぼす、死ぬ、消えるなどの意。そのままとした。「押し込む」：幽閉する、蟄居や閉門、謹慎させるの意。そのままとした。「心」「詞」：前者は「心」「意味」「本質」「想像」と訳し分け、後者は「詞」「表現」と訳し分けた。

「僻事」：誤り、過ちの意。そのままとした。

「申す」：謙譲語であれば「申す」としたが、それ以外は「言う」「いう」とした。

「聞こゆ」：聞こえてくるの意か広く知られるの意か判別し難いものもあり、すべて「聞こえる」とした。

「つべし」「ぬべし」「むず」：すべて「きつと」「…」だろ」とした。ただし、「つ」

「ぬ」だけでも文脈によつては「だろ」とした(補註一参照)。

「やう」「さま」：前者は「様」「方」「仔細」と訳し分け、後者は「様」とした。

「かた」：「向き」「方向」「方面」「手立て」と訳し分けた。

「なを」「さすがに」：前者は「やはり」「それでもなお」と訳し分け、後者はすべて「そうは言ってもやはり」とした。

- 一、補助動詞「はべり」や助詞「こそ」などは、厳密には訳出しなかった。

- 一、各章末註で引用した先行訳註と先行研究の傍点とルビはすべて原文ママである。ただし、補註で引用した文章の傍点とルビはすべて引用者による。

- 一、本稿の註釈で用いた史料の書誌は以下の通り。引用に当たっては適宜字体と句読点を改め、訓点を付した。

文明本『愚管抄』：新訂増補国史大系(吉川弘文館)。「玉葉」：凶書寮叢刊(宮内庁書陵部)。「平安遺文」：鎌倉遺文。：東京堂出版。「史記」：同素隠註。「漢書」：同師古註。「後漢書」。「三國志」：裴松之註。：点校本二十四史(中華書局)。「比古婆衣」：伴信友全集(国書刊行会)。

一、稿者は通説と異なり、『愚管抄』は幼学書であり、同書の冥顕とは不可視可視の意でなかったと考えている(拙稿「慈円『愚管抄』幼学書説——その想定読者に着目して——」『日本思想史学』四七、2015)と同「慈円『愚管抄』の冥顕論と道理史観」[本誌本号]参照。この私見は本稿の訳註にも反映されている。

述作意図と勸学

今(こうして) 仮名で書くこと(その内容)は高邁なようだけれど、世が移りゆく過程の心得られ方を(仮名で)書き付ける意趣は、惣じて僧侶も俗人も、今の世を見るに智解がどうしようもなく失せて学問ということをしな(か)ら(な)のだ。学問は僧侶が顕密を学ぶ(にして)も、俗人が紀伝(道)、明経(道)

を習う（にして）も、これを学ぶに随つて（自分の）智解でその本質を得るからこそ面白くなって（継続）できることだ。（ところが）なべて末代には「犬が星を見守る」などというようなことで、心得られないのだ。

それはまた学んであれこれする文は、（まず内典について言えば）梵本から始まつて漢字になつたので、この日本国の人はこれを和らげて和詞にして心得（ようとす）るにも、やはり煩わしくて智解が必要になる。（次に外典について言えば）明経（道）に十三経といつて、『孝経』『礼記』から、孔子の『春秋』といつて、『左伝』『公羊（伝）』『穀（梁伝）』などいうものも、また紀伝（道）の三史、八代史乃至『文選』『白氏文集』『貞観政要』（があり）、これらを見て心得るような（智解のある）人にとつては、このような（和語で書いたり学んだりする）ことは滑稽なこととして済んでしまう。

本朝にあつては、入鹿の時に豊浦大臣（蝦夷）の家で文書がみな焼けてしまつたけれども、舍人親王の時に清人と『日本記』をそれでもなお作られた。また（同書の撰者については）大朝臣安麿などという説もあつた。それから引き続きいて、（三一九頁、中島本五七五頁、大隅訳三七二―三頁、石田訳九一―二頁）『続日本記』五十巻を、初の二十巻は中納言石川野足（正しくは名足）、次の十四巻は右大臣繼縄、残り十六巻は民部大輔菅野真道、これら（の人々）が本体となつて（勅を）承つて作つた。『日本後記』は左大臣緒嗣、『続日本後記』は忠仁公（良房）、『文徳実録』は昭宣公（基経）、『三代実録』は左大臣時平、このように聞こえる。また『律令』は淡海公（不比等）が作られる。『弘仁格式』は閑院大臣冬嗣、『貞観格』は大納言氏宗、『延喜格式』は時平が作り進めていたものを、貞信公（忠平）が作りきられた。この他にも『官曹事類』とかいう書もあるようだけれども、持つていないとかいふ。蓮華王院の宝蔵には収められていると聞こえるけれど、取り出して見ようなどということもない（ほどに忘れ去られている）。

なべてそう（学問が廃れてきていると）は言つてもやはり、内典外典の文籍は一切経なども燦然とあるようだけれど、「鶉が胡桃を抱え、隣の宝を数える」という（ような）ことで（一切経などを）学ぶ人もいない。そうは言つてもやはり、殊にその（学問の）家に生れた者は嗜む（だるう）と思つたけれど、

その義理を悟ることはない。いよいよこれ以後（のことについては）、現在いる人の子孫を見るに、「少しばかりでも親の跡に達するだろう」と見える人もいない。

これを思うに、「かえつてこのような戯言（つまり卑俗な文体）で書き置いたようなことは、厳めしい顔をして（人前ではこのような書を貶して）いるような学生たちも心の中では心得易くて、独り（陰で）微笑んで才学（の足し）にも（きつと）するだろうものを」と思い付いた（たのであつて）、かえつて本文（原典の文）などを頻りに引いて（文章を飾り立て、私に）才学（があるような）素振り（をして）も外的れだ（から、そのようなことはしない）。

（私は）本当にさつぱり（他人を）分かつていない上に、（しかも）自分なりに他人を分かつてみ（ようと）し（た）ところでは、「物の道理を弁え知るようなことは、このよう（に卑俗な文体）で（あれば）こそ

（三二〇頁、中島本五七五―九頁、大隅訳三七三―五頁、石田訳九二―三頁）少しはその跡（が）世に残るだろう」と思つて、これは書き付けるのだ。（そのような遠大な意図で書いた）これ（この書）でさえも詞（ことば）が仮名である上に、（しかも）どうしようもなく滑稽で卑近だけれども、それでもなお本質が表面に深く籠ることもあるだろうぞ。それ（本質）をもこの滑稽で浅い手立て（つまり卑近な文体）で誘い出して、「（読者は）正意道理を弁えよ」と思つて、ただ一筋（のこと）を、（つまり）敢えて耳遠いことを、本質（を）表現に（合わせていくらか）削り捨てて、世の中の道理が次第に作り変えられて、世を護り、人を護ることを言うとしよう。

もし万が一これ（学問を勧めたいという私の意図）に気付いて「これ（この書）はどうしようもなく酷い、本文を少々見よう」などと思う人も出てくれば、いよいよ本望だ。そのような人はこの言い立てた内外典の書籍があるから、必ずそれをご覧になるべきだ。それも（外典では宇多帝の）寛平遺誡、（醍醐村上両帝の）二代御記、九条殿（師輔）の遺誡、また名声ある職者の人の家々の日記、内典では顕密の先徳たちの抄物などが、少し物の要に適用だろう。それらを（あたかも他人の著作でなく）我が物に見立てて（読み）、もしそれ（遺誡や日記、抄物など）に嫌（あきら）な心（が）芽生えたような人は、本書（内外の経典など）の

本質をも心得解く(ことが出来る)だろう。(このような階梯を経ずに)無闇に奥深いところに立ち入って本書(内外の経典など)から道理を知る人はきつとないだろう。

(1) 「タカキ」、中島註は「えらがる」意か」とし、赤松註は「よく知られている」とし、大隅訳は「ありふれている」とし、石田訳は「偉らそう」とする。高慢の意に解すると後の文脈との接続がよくなく、また名高しや聞こえ高しでなく高しそれだけで著名の意に用いられた例を見出し難い。本章では平易な表現と難解な内容の乖離が問題にされているため、恐らく高邁の意に解すべきであろう。言うところは、本来仮名で書く内容は卑俗なものと決まっているが、ここで仮名書きする内容はやけに高邁なので読者は奇異に思うだろう。

(2) 「イサ、カモヲヤノアトニイルベシトミユル人」、中島註は「イルベシ」を「入ることが出来る。又は「居るべし」か」とし、赤松註は「イル」を「深く入り込む」とし、大隅訳は「少しでも親のあとを継ぐと思われような人物」とし、石田訳は「わざわざばかりでも親のあとを継ぐことが出来そうに思われる人」とする。「アトニイル」は家督を継ぐでなく境地に達するなどの意であろう。関連する文に「一条院ノ四納言ノスヘモ白河院ノハジメマデハ、ヲナジホドノコトノ、ヤウ／＼ウスクナルニテコソアレ。白河院御脱履ノ後一ヲチ／＼クダレドモ、猶マタソノアトハタガハズ」(本巻、三五二頁)がある。

(3) 「本文」、中島註は「原文」とし、赤松註は「古書所見の、典拠となる文章」とし、大隅訳は「古典の文章や語句」とし、石田訳は「原典の文章」とする。当時の重要概念。池田源太「『本文』を権威とする学問形態と有職故実」(第九章、初出1979)、『奈良・平安時代の文化と宗教』、永田文昌堂、1977)参照。

(4) 「中／＼本文ナドシキリニヒキテ才学気色モヨシナシ」、中島註は「却って原文などを頻りに引用して、学識ぶるだろうが、それはつまらない」とし、赤松註は「ヒキテ」「気色」「ヨシナシ」をそれぞれ「例にあげる」「そぶり」「理由がない」とし、大隅訳は「彼ら(学生たち：引用者註)が古典の文章や語句をしきりに引用して学識をひけらかそうとするには、このようなかな文字で書いたものとはとても役に立つものではない」とし、石田訳は「随分原典の文章などを頻繁に引用して、才学ありげなふりをするだろうが、つまらぬことだ」とする。先行訳註は本文を頻りに引くなどの主語を学生たちとするが、ここは『愚管抄』が仮名で書かれている理由を説明する巻頭以来の文脈であるため、主語は著者でなければならない。言うところは、才学の浅い学生たちにもこの書を読ませたい私としては、本文などを頻りに引いて才学があるような素振りをするとかえってよくないだろうから、本文などをあまり引かずにこの書を書く。

(5) 「マコトニモツヤ／＼トシラヌ上ニ、ワレニテ人ヲシルニ」、中島註は「自分をもつ

て人を知るのに、誠に一向に知らない上に」とし、赤松註は「ワレニテ人ヲシル」を「自分を基準にして他人を計る」とし、大隅訳は「本当にわたくしは世間のことを少しも知らないのであるが、自分を基準にして他人のことを推し量ってみると」とし、石田訳は「彼らは本当に少しも物の道理を知らないで、自分から他人を推量してみようと」する。大隅訳が是に近い。言うところは、自分は他人のことを理解しておらず、しかも「自分がこうだから他人もきつとそうだろう」と推量してみただけでしかないけれど。

(6) 「タゞ一スヂヲワザト耳トヲキ事ヲバ心詞ニケヅリステ、世中ノ道理ノ次第二ツクリカヘラレテ、世ヲマモル、人ヲモル事ヲ申侍ナルベシ」、中島註は「たゞ一筋をことさらに分りにくい事をば意味を言語に削り捨てて、世の中の道理が順々に作りかえられて、世を見守り人を守ることを申すのであるのだ」とし、赤松註は「耳トヲキ事ヲバ心詞ニケヅリステ、」「モル」をそれぞれ「理解困難な事実を削り、その意味とそれを表現することだけとする」「守る」とし、大隅訳は「わざわざわかりにくい事柄は削除して、その意味だけを伝えようとつとめ、世の中の道理が順次作りかえられながら世の中をささえ、人間を守っているという事を申し述べたいというのがこの書の意図なのである」とし、石田訳は「意味や言葉から耳なれないことをわざわざ取り去って、世の中の道理が順次に作りかえられて、その道理が世を護り人を守ること只一筋を、ここに申すつもりである」とする。言うところは、卑俗な文体に合わせて本質をいくらか削り捨てつつ、世の中の道理が次第に作り変えられて、世を護り、人を護るという耳遠いただ一筋のことを敢えて述べたいのだ。

(7) 「モシ万ガ一ニコレニ心ツキテコレコソ無下ナレ、本文少々ミバヤナド思フ人モイデコバ、イトゞ本意ニ侍ラン」、同趣の文に「心アラン人ノ目ヲトゞメン時ハ、心ヲツクルハシトナリ、道理ヲワキマウルミチト成ヌベキ事ヲノミカキテ侍ル也。才学メカシキカタハ是ヨリ心ツキテ我今更ニ学問セラルベキ也」(巻第二、二二八頁)がある。

(8) 「モシソレニアマル心ツキタラン人ゾ」、中島註は「もしそれ以上の意味を理解した人は」とし、赤松註は「アマル心ツキ」を「あふれている意味に気づく」とし、大隅訳は「それらの古典の持つ意味を読み取った人があれば、その人こそ」とし、石田訳は「もしそれに余る心のついた人であってはじめて」とする。石田訳が是に近い。

和語の本体

(この書は)どうしようもなく軽々しい詞などが多くて、「ハタト」「ムズト」「キト」「シヤクト」「キヨト」などということばかり多く書いていることは、「私には」「和語の本体とはこれだろう」と思われる(からな)のだ。(ある漢字

への訓の（つまりその漢字に対応する尤もな）読みであるけれど意味を切り詰めて字義解釈として表したこと（詞）は、やはり意味が広がらないのだ。（それよりも、対応する漢字がなく）真名の文字には勝らない詞で（しかも）どうしようもなく平凡なような詞こそ、

（三二二頁、中島本五七九〜八〇頁、大隅訳三七五〜六頁、石田訳九三〜四頁）

日本国の詞の本体なのだろう。その理由は、物事を言い並べる（時）に意味が多く籠って（その）時の状況を表すことは（どのような詞によって可能になるか）と言うと、このような詞が（その時の状況を）はつきりと知らせる（からこそ可能になる）ことなのだ。女子供の口遊みといつてこれらを滑稽なこととして（貶して）言うのは、詩歌の真の道を本意（根本の価値基準）に用いる時（に限って）のことだ（つまり、そのような時以外は貶すべきでない）。

「愚痴無智の人にも物の道理を心の底まで知らせよう」と（思つて）仮名で書き付ける（ことにしたのも）、法のことにはただ本質を得る手立ての真実の要を一つ取り上げるだけ（でよいから）だ。この滑稽なこと（つまりこの書）をただ一筋にこのように心得て見るべきだ。

（1）「心ヲサシツメテ」、中島訳は「意味をつきつめて」とし、赤松註は「意味を追い詰める」とし、大隅訳は「意味を追求して」とし、石田訳は「意味を押しつめて」とする。石田が是に近い。直後に「猶心ノヒログアナリ」（三二二頁）とあるため、「サシツメテ」は短縮しての意に解すべきである。本巻（三四九頁）の「サシツメテ」は限定しての意であるが、拡大せずの意で共通する。

（2）「真名ノ文字ニハスグレヌコトバノムゲニタ、事ナルヤウナルコトバ」、中島訳は「漢語の文字とくらべてはすぐれないことばで極めて平凡のことば」とし、赤松註は「真名ノ文字ニハスグレヌコトバ」を「漢字にすると他にまさって見えないうことば」とし、大隅訳は「漢字であらわすと見えがしなくて、何の値打もなくなるようなことば」とし、石田訳は「中国の文字（漢字）とくらべては優れない言葉で、きわめて平凡な言葉」とする。中島と石田に従うべきである。もし赤松と大隅に従えば、「ハタト」「ムズト」「キト」「シヤクト」「キヨト」を漢字で表記できるということになるが、それは不可能であろう。

（3）「愚痴無智ノ人ニモ物ノ道理ヲ心ノソコニシラセントテ、仮名ニカキツクルオ、法ノコトニハタマ心ヲエンカタノ真実ノ要ヲ一トルバカリナリ」、中島訳は「愚痴無智の人にも物の道理を心の奥に知らせようとして仮名で書きつけるやり方におい

ては、たゞ意味を会得しようとする向きの真実の要用を一つとして取るばかりである」とし、赤松註は「心ノソコニ」「カキツクルオ、法」「法ノコトニハタマ心ヲエンカタノ真実ノ要ヲ一トルバカリナリ」をそれぞれ「心の奥まで」「文明本「カキツクル寸法」。天明本「かきつくるを法」「道理関係のことでは、ただ意味を理解する手段として、真実といふかなめ一つを取上げる」とし、大隅訳は「愚かで無知な人にももの道理を心の底まで教えようとしてかなで書くのであるが、理法のことについては、それを理解するために、ここでは真実の要点一つをとりあげるだけである」とし、石田訳は「私が今、おろかで知恵のない人にも、もの道理を心の底まで知らせようとして、仮名で書きつける段取にしたのは、全く、意味を理解するために本当に必要な方法を専ら執ることにしたものである」とする。寸法は尺度の意であり、手段などの意に解し難い。試みに訳して後考を待つ。

漢家の三道

その（つまりこの書の）中で代々の移りゆく道理を、心に浮かぶだけ（のこと）は言おう。それをまた引つ括めてその本質の要点を言い表そうと思うには、神武から承久までのことを、要点を取りつつ心に浮かぶに随つて書き付けよう。

大きくこれを分けると漢家に三つの道がある。皇道、帝道、王道だ。この三つの道に、この日本国の帝王を推知して擬え当てて言いたいけれど、それ（三道の別）は日本国においては『日本記』以下の（諸史に記録されている）風儀にも劣り、さっぱりとないことではかえって（きつと）よくないだろう。その分際（つまり和漢の相違）をまた知りたような人は、みなこの仮名の戯言（つまりこの書）によつても「なるほど」その程度（のこと）よ」など（と）は（きつと）思い合わせられるだろうことなのだぞ。

漢土に衛鞅（公孫鞅、またの名を商鞅）という執政の臣が出てきたことこそが、万事の器量を知る道としてはよい物語だ。秦代に孝公が良い臣を求めなされたので、景監という者が衛鞅を捜して参上させた。（衛鞅は孝公の）見参に入つて天下を治められるべき

（三三三頁、中島本五八〇〜四頁、大隅訳三七六〜七頁、石田訳九四〜七頁）
仔細を申す。孝公はお聞きになつて御心に適わないと見える。（衛鞅は）また参上して（天下の治め方を）申す。（孝公は）眠りに落ちてお聞き入れにならな

い。(衛鞅は景監に)三度目に「そこを何とか今一度見参に入りたい」と言つて参上させて(天下の治め方を)申した折、(孝公はその話にすっかり感心して)にじり寄りにじり寄りおしになって、凄く(重く衛鞅を)用いられた。そうしてしつかりと天下を治めた。

それは(どういうことかと言うと、衛鞅は)一番(最初)には帝道を説いて諫め申した。次には王道を説いて教え申した。この二度はお心に適わない(という結果になった)。三度目の折に「この君は(帝道、王道では心に)適わないだろう」と見申し上げて、覇業を説き申して用いられた。秦の始皇という君も覇業の君というのだ。

後にまた魏の齊王(正しくは秦の昭王)の時に、范叔(范雎)という臣が世を執つた。(范叔は)衛鞅を凄い者と言つたけれど、蔡沢という者が出てきて、「衛鞅は凄かつたが、後に車裂にされてしまったというぞ。王臣も一生平穩無事に何事もなく過ぎることこそがよい」と論じて、范叔は蔡沢に論じ負けて、「それならば」ということで世の政事を蔡沢に譲つて引居したので、蔡沢は(世の政事を)受け取つて、本当に(范叔の)王臣(としての)一生は穩やかに済んだ。

ああ、好ましい者たちだな。蔡沢が素晴らしい(ということ)よりも、范叔が我が世を(譲つて)、道理に折れて去つて退いた心は稀有だろう。漢家の聖人賢人の有り様はこれでみな知られるだろう。唐太宗のことは『貞観政要』に明らかだ。⁽⁶⁾ 仏の悟りにも、菩薩の四十二位までを立てることも、善悪の悟り(やその)分際がみな思い知られることだ。

(1) 「ソノ中ニ代々ノウツリユク道理ヲバ、コ、ロニウカバカリハ申ツ」↓補註一
(2) 「ヲ、キニコ(レ)ヲワカツニ」、先行訳註が指摘するように、「コ(レ)」の指示対象なし。言うところは、大別すれば。

(3) 「皇道・帝道・王道」、中島註はそれぞれ「三皇の政道」「五帝の政道」「夏・殷・周の三王の政道」とし、赤松註はそれぞれ「三皇五帝が行なつた国家統治の仕方」「帝者が行なう国家統治の仕方」「無_二為_一者帝」(管子)、「夏・殷・周の三王が行なつた政治の仕方。公明正大、無私無偏が特色。」「為_二而無_一所為_一者王」(管子)とし、大隅訳は「皇道(三皇・五帝の政治の仕方)・帝道(帝者の政道)・王道(夏・殷・周の三代に行なわれた政治の仕方)」とし、石田訳は「天皇・地皇・人皇が行なつ

た皇道、少昊・顓頊・高辛・唐堯・虞舜の行なつた帝道、夏・殷・周の王たちの行なつた王道」とする。赤松と大隅のように特定の出典を求めず、中島に従つてただ三皇の道、五帝の道、三王の道を指すと見るべきである。また、慈円は巻第一で「三皇、天子子、地皇子、人皇子。又三皇、伏羲、神農、黄帝(四一頁)と記して三皇を特定していないため、石田訳も誤り。

(4) 「ソレハ日本国ニハ、日本記曰下ノ風儀ニモヲトリ」、中島註は「風儀」「ヲトリ」をそれぞれ「風俗。てぶり。ならわし」「劣り」とし、赤松註は「日本記」「風儀」をそれぞれ「正しくは日本紀」「ならわし」とし、大隅訳は「三つの道といえは、日本国にとつては『日本書紀』以下にあらわれているならわしも劣つており」とし、石田訳は「そうすることは日本国では『日本書紀』以下の歴史書の編集法にも劣り」とし、また同註は「風儀ニモヲトリ」を「風儀はならわし、作法、手ぶり。底本は「をとり」、或いは「風儀にもとより」の誤写か。そうなれば「風儀に元来ないことだから」の意となる」とする。

これは万世一系の日本とそうでない漢家という対比で理解すべきであろう。言うところは、漢家に皇道と帝道、王道という三つの道があるのは、君が種姓によらず皇から帝へ、そして王へと変化したことによるものであり、それは『日本書紀』以来そのような易姓革命がなく、古から今に至るまで一貫して天皇が君である本朝の習わしに劣っているから、とても擬えられない。関連する文に「日本国ノナラヒハ、國王種姓ノ人ナラヌサチヲ國王ニハスマジト、神ノ代ヨリサダメタル国ナリ」(本巻、三二八〜九頁)や「漢家ノ事ハタテ詮ニハソノ器量ノ一事キハマレルヲトリテ、ソレガウチカチテ國王トハナルコト、サダメタリ。コノ日本国ハ初ヨリ王胤ハホカヘウツルコトナシ」(本巻、三四七頁)がある。

(5) 「蔡沢ガメデタキヨリモ、范叔ガ我世ヲ道理ニラレテ、去テノキケルコ、ロアリガタルベシ」↓補註二
(6) 「唐太宗ノ事ハ貞観政要ニアキラケシ」。何故慈円がここで唐太宗に言及したのか、解し難い。太宗がよく諫言を嘉納したからであろうか。

本朝の落ち下り

今、神武以後、延喜天曆まで降りつつ、この世(のこと)を思い続けるに、

(三三三頁、中島本五八四〜六頁、大隅訳三七七〜九頁、石田訳九七〜九頁)

(あまりのことで)想像も表現も及ばない。そうではあるけれどこの(今の)世に臨んで思うに、神武から成務までの十三代は、王法俗諦だけで(他には)少しばかりの仔細もなく、皇子皇子と打ち続いて八百四十六年(巻第一では八百四十七年)は過ぎた。(次の)仲哀から欽明までの十七代は、あれこれ落ち

たり上がつたりで、(一方では) 安康、武烈の(ような悪しき) 王もお混じりに
なつて、(他方では) また仁徳、仁賢(のような明君の治世は) 素晴らしく過ぎた。
三百九十四年(巻第一では三百七十七年)だ。十三代(神武乃至成務の八百四十六年)
よりも十七代(仲哀乃至欽明の三百九十四年)は(代数は多いが年数は) 少ない。

そうして欽明(朝)に仏法が初めて渡つて(きて)、敏達(朝)から、(つまり)
聖徳太子が幼くていらつしやる五、六(歳の時)から渡(つて)くる(ようになつ
た)ところの経論は、専ら幼き人(聖徳太子)に任せて、(聖徳太子が) 読み解
いて王にお申しになつて、敏達、用明、崇峻の三代は過ぎた。その次に女帝
の推古(朝)にしつかりと(聖徳) 太子を摂政にして、仏法に(よつて) 王法
は保たれていらつしやるので、この敏達から桓武まで二十一代(巻第一では廿
代)、(つまり) この平安の京へ遷るまでを一段に取れば、その間は二百卅六
年(巻第一では二百卅四年)、これもまた(代数は多いが前の) 十七代の年数より
も少ない。

このようにして世の道理が移りゆくことを(はっきりと) 表わすには、(次
のように言うのがよい。) 一切の法はただ「道理」という二文字を持つのだ。そ
の他には何も無いのだ。僻事(実は) 道理であることを知り別つことが、
この上ない大問題であるのだ。この道理の道を、劫初から劫末へ歩み下り、
劫末から劫初へ歩み上るのだ。これをまた大小の国々の初めから終わり頃へ
下りゆくのだ。

この道理を(はっきりと) 表わすに、種々様々な(こと) を心得ない人(に) 心
得(三三四頁、中島本五八六〜七頁、大隅訳三七九〜八〇頁、石田訳九九〜一〇〇頁)
させるために、少々心得易いように(七段階で) 書き表わす(と)しよう。

一、冥顯(の道理) が和合して、道理を(そのまま) 道理として通す様が初め(の
段階)だ。これは神武から十三代まで(つまり皇位が皇子によつてのみ継承され
ていた時期)か。

二、冥の道理がどんどん移りゆく(こと) を顯の人は心得ない(という) 道理、
これは前後首尾が違い違ひして、善い(こと) も善いのに通らず、悪い(こ
と) も悪いのに果てない(こと) を人が心得ないのだ。これは仲哀から欽
明まで(つまり皇位が皇子以外によつても継承されるようになってから仏法が伝わる

までの時期)か。

三、顯には「道理かな」とみな人は認めているけれど、冥衆の御心には適わ
ない(という) 道理だ。これは、「善い」と思つてしたことが必ず後悔があ
るのだ。その時は「道理(だ)」と思つてする人が、後に思い合わせて(道
理でなかった)と 悟り知るのだ。これは(聖徳太子に輔佐された) 敏達から後
一条院の御堂の関白(道長) までか。

四、その時処置した間は、自分も他人も「善い道理(だ)」と思つうちに、
智ある人が出てきて、「これこそ根柢のないことだ」と言う時、「本当にそ
の通りだった」と思い返す(という) 道理だ。これは世の末の人が深く(そ
う)あるべき様の道理だ。これもまた宇治殿(頼通) から鳥羽院などまでか。
五、初めからその事柄(について) 二手に分かれてびしびしと論じて揺れゆ
くうちに、(何も決まりそうにないようではあるけれど) そうは言つてもやはり
道理は一つ(だけ)なので、その道理(の方)へ言い勝つて(そのように) 行
う(という) 道理だ。これは根柢から道理を

(三三五頁、中島本五八七〜八頁、大隅訳三八〇〜一頁、石田訳一〇〇〜一二頁)

知つてゐるのではないけれど、ちゃんとして威徳ある人が主人である時は
(その主人に従つて) これ(道理) を用いる(という) 道理だ。これは(天皇で
なく) 武士の世の方(で言うところ)の頼朝までか。

六、この(第五段階の) ように分別し難くて、あれこれ、あるいは論じ(たり)
あるいは未定で過ぎ(たりす) るうちに、ついに一方に就いて行つ時、(威
徳ある主人がいなくて) 悪しき心の惹く方に(流され)て、無道を「道理(だ)」
と悪く計らつて、僻事になるのが道理である(という) 道理だ。これはな
べて世の移りゆく様の僻事が道理であつて、悪しき基準の、世々落ち下る
時々の道理だ。これまた後白河からこの院(後鳥羽)の御位(つまり在位中)
までか。

七、なべて初めから思い企てたところ、道理というものをさつぱり自分も他
人も知らないで、ただ行き当たりばつたりで後(のこと) を顧みず、腹
(に) 寸白などを病んでいる人が、その時(症状が) 起こらない時「喉が渴
くから」ということで(悪化させてしまう) 水などを飲んで、暫くするとそ

の病が起こつて死にゆく(ということ)にも及ぶ(という)道理だ。これはこの(今の)世の道理だ。なので今は道理というものはないのだろうか。

このように⁽⁵⁾、日本国の世の初めから次第に王臣の器量果報が衰えゆくに随つて、このような道理を(仏神が)作り変え作り変えて世の中は過ぎるのだ。(仏神は)劫初劫末の(つまり劫初から劫末へと器量が衰えゆくという)道理に、仏法王法、上古中古、王臣万民の器量をこうしつかりと作り合わせるのだ。⁽⁶⁾なので(いくら世の落ち下りを食い止めようと)あれこれ考えても叶わないだろうから、叶わずにこのように(世は)落ち下るのだ。

このようでは

(三三六頁、中島本五八八〜九一頁、大隅訳三八一〜三頁、石田訳一〇二〜三頁)

あるけれど、内外典に滅罪生善という道理、遮惡持善という道理、諸惡莫作、諸善奉行という仏説が燦然として、諸仏菩薩の利生方便というものが間違はなくまたあるのだ。これをこの初めの(世が落ち下るといふ)道理などに心得合わすべきだ。どのように心得合わすべきかと言うと、決して決して他人はこれを教えることができない。智慧あるような人が自分の智慧によつて知るべきだ。

ただし、「もしや(智慧で知る助けになるかも知れない)」と(思って)、想像が及び表現が届くようなくらい(の思い付き)を言い明かすとしよう。大方遠い昔のことは、ただ片端を聞いてみな万事を知ることができる心映えの人(ばかりだった)で、記し置くことは極めて微かだ(った)。これ(遠い昔の極めて微かな記録)を見て言うようなことは、専らの推量のようなので、またこの頃の人は信を(きつと)起こさないことだろうから、細かくは言い難い。不十分ながら、またそのままこのの(あらましを)、⁽⁷⁾「そのようだったのでないか」ということを(私は)書き付けよう。

(1) 「神武ヨリ成務マデ十三代ハ、王法・俗諺バカリニテイサ、カノヤウモナク、皇子(ウチツキテ八百四十六年ハスギニケリ)、同趣の文に「最道理ハ十三代成務マデ、継体正道ノマ、ニテ、一向国王世ヲ一人シテ輔佐ナクテ事カケザルベシ」

(巻第三、一三〇頁)がある。↓補註三

(2) 「五ツ六ツ」、赤松註は「七ツ八ツ」とすべきか」とするが、石田註が指摘した

ようにここは『聖徳太子伝略』に依拠しているため、そのままよい。

(3) 「フカアルベキヤウ」、中島註は「奥深くあるべき事情」とし、赤松註は「根本のあるべき状態」とし、大隅訳は「本当にそうあってほしい姿」とし、石田訳は「深くそうあるべき状態」とする。大隅訳が是に近い。「フカク」は実に、つくづくの意か。言うところは、末代にあってはすべての人が最初から道理を分かっているなどということは期待できないが、せめて智慧ある人に言われてその通りだと悟るようであつてほしい。

(4) 「ワロキ寸法ノ」、中島註は「寸法」を「形勢」の意味か」とし、赤松註は「天明本」：「時、法」。手順。だんどり」とし、大隅訳は「悪い形勢が」とし、石田訳は「悪い具合に」とする。解し難い。

(5) 「コノヤウヲ」、中島註は「を」は「は」の誤か」とし、赤松註は「この措辞の意味不明確」とし、大隅訳は「こうしたことを考えてみると」とし、石田訳は「このように」とする。解し難い。

(6) 「ツクリアラハスル也」、文明本は「ツクリアハスル也」(二二頁)に作り、先行訳註は「ヲ」を符字とする。従うべきである。

(7) 「ケズライ」、中島註は「動向」の意味か。無名抄、歌半臂句事「ふるまへるけすらひとなるなり」とし、赤松註は「ふるまへるけすらひとなるなり」(無名抄)。語義は不明であるが、趣向とか中核などの意か」とし、大隅訳は「あり方」とし、石田訳は「様子」とする。解し難いが、直前の「コマカニ申ガタシ」と対義になるべきであろう。

廃位と幼帝

そうして世の末頃は事が繁多になつて(説明し) 尽くし難くはあるけれども、清和の御時に初めて摂政を置かれて、良房の大殿が出てきなさつた後、その御子として昭宣公(基経)が自分の甥の陽成院を(皇位から)降ろし申し上げて、小松の御門(光孝帝)を立てなさつてから後のことを言うとしよう。

まず道理が移りゆくことを、根底からよくよく人は心得るべきだ。「どうして、国王という(もの)は天下の処置をして世を鎮め民を憐れむべきなのに、十(歳)以下の幼い人を国王にするだろうか(いや、そうはしない)」という道理があるのだぞ。次に「国王として(位に) 据え申し上げた後は、どれほど(行状などが) 悪くても、

(三三七頁、中島本五九一〜三頁、大隅訳三八三〜四頁、石田訳一〇三〜六頁)

(廢位せずに)ただそのままであるべきだ」(という道理があるのだ)。

それなのに自分(天皇)の御心から起こつて「(皇位からきつと)降りよう」とも仰せられ(てい)ないのに、強いて降ろし申し上げることはありえない。「これを言うのだ、謀反とは」という道理もまた必然のこととしてあるのだぞ。それなのにこの陽成院を降ろし申し上げられた(こと)を、「謂れがない、昭宣公の謀反だ」と言う人が世にいるだろうか(いや、いない)。(誰も)さっぱりそうも思わず、また言わないのだぞ。(それどころか)御門の御ための限らない功として言い伝えられている。

また、幼主といつて四、五(歳の時)から位に即かせなざる(こと)を、「不当だ、物を処置するくらい(の年齢)におなりになつてこそ(即位させるべきだ)」と言う人がいるだろうか(いや、いない)。昔も今も即くべきでない(つまり皇統以外の)人を位に即けることはないので、幼い(から)といつて(即位させることを)嫌がれば王位は(きつと)絶えるだろうか、この(十歳以下の幼い人を国王にしないという)道理によつて幼い(天皇)を嫌がることはない。

これら二つによつて物の道理を知るべきだ。大方世のため人のため善いだろう方法を用いる、(これを)何事にも道理の要点と言ふのだ。(ちなみに言うこと世といふ人というのは、二つの(別々の)物ではないのだ。世とは人(のこと)をいうのだ⁽³⁾。その人にとつて世といわれる方面は公の道理といつて、国の政事に関わつて善悪を定める(こと)を世というのだ。人というの、世の政事にも臨まず、なべて一切の諸人が(それぞれ自分の)家の内までを穩やかに憐れむ方面の政事を、また人というのだ。その(一切諸の)人の中に国王から始めて賤しい民までいるのだぞ⁽⁴⁾。

それに加えて、国王には(漢家のように)国王(としての)振る舞いを善くするような人が(種姓によらず)善いだろうに、日本国の習わしは、「国王種姓の人でない血筋(の者)を国王にするまい」と、神の代から定めている

(三三八頁、中島本五九三〜四頁、大隅訳三八四〜六頁、石田訳一〇六〜七頁)

国だ。その(国王種姓の即位候補者たちの)中ではまた「(その他の資質が)同じであれば(振る舞いの)善いような者を(即位させたい)」と願うのは、また世の習わしだ。

(1) 「コレラニ二、中島註は「天皇は幼少でも嫌はず、位に即くまじき人は位に即けない」ことをさす」とし、赤松註は「幼少の天皇は好ましくない、天皇になつてはならないものを天皇としない、の二つの道理」とし、大隅訳は「幼主は好ましくない、天皇になつてはならないものを天皇にしないという二つの原則の兼ね合い」とし、石田訳は「これらの二つのこと」とする。先行訳註では後文との接続がよくないため、従い難い。より大きな文脈で理解すべきであろう。言うところは、天皇を廢位してはならないが基経による廢位は謀叛でないことと、幼帝を立てるべきでないが皇統護持のために幼帝を立てるべきことの、一見すると矛盾しているかのような二事。

(2) 「道理詮」、中島註は「道理の眼目。究極の道理」とし、赤松註と大隅訳は「究極の道理」とし、石田註は「道理が究極だ、道理が所依だ、何より大切だという意」とする。中島と赤松、大隅に従うべきである。

(3) 「世ト申ト人ト申トハ、二ノ物ニテハナキ也。世トハ人ヲ申也」、中島評は「(この：引用者註)一言はこの愚管抄をして永く光あらしめるだろう」とし、赤松註は「対立的に考えられる社会と個人の關係について統一の考察を進める視点を提供したものと、愚管抄の以下の所論は注目される」とする。言うところは、世と人はそれぞれ公の政事と私の政事だ。

(4) 「人ト申ハ、世ノマツリコトニモノゾマズ、スベテ一切ノ諸人ノ家ノ内マデヲラダシクアハレム方ノマツリコトヲ、又人トハ申ナリ。其人ノ中ニ国王ヨリハジメテアヤシノ民マデ待ゾカシ」、中島訳は「人というのは世の政事にも関せず、すべて一切の人々の家の内までをおだやかにあわれむ方面の政事を又人とはいうのだ。その人の中に国王をはじめ賤しい民まであるのだ」とし、赤松註は「世ノマツリコトニモノゾマズ、スベテ一切ノ諸人」「ラダシク」「人トハ申ナリ」「アヤシノ民」をそれぞれ「国の政治にも關係しない普通の庶民」「安らかである」「民政をさす」「卑しい民」とし、大隅訳は「人というのは何かというと、公的な政治にかかわりを持たずに、いつさいすべての人々が、私的な家内をおだやかに情趣深く治めていくことをさしているのである。したがってそういう人の中に、国王からはじまり賤しい民までさまざまな者があることになるであろう」とし、石田訳は「人というのは世の政治(国の公的な政治)にも關係せず、すべて一般の諸人の家の中までを安らかに憐れむ方面の政事(私的生活の政治)をいうのである。その人の中に国王をはじめとして賤しい民までいるのである」とする。

中島と赤松、石田のように、「諸人ノ」のノを所有格として解すると、君が一切諸人の家を安んじるといふことになつて「世ノマツリコトニモノゾマズ」と齟齬し、また「其人ノ中ニ」以下も解し難くなる。そのため大隅のように、これは主格として解すべきである。

後見と二神約諾

それに加えて、(仏神は)「必ずしも自分(だけ)の手腕で素晴らしくいらつしやることは難しいので、御後見を用いて大臣という臣下を設けて、仰せ合わせつつ世を行え」と定めたのだ。この道理で、国王も(古と比べると)余りに悪くおなりになったので、世と人との果報に押されて、(皇位を)お保ちになることができないのだ。その悪しき国王の運がお尽きになるには、また様々な様があるのだ(けれど、ここでは深入りしない)。

太神宮、八幡大菩薩の御教えの仔細は、「(天皇は)御後見の臣下と少しも心を隔てずいらつしやれ」ということで、魚水合体の礼ということを決められたのだ。これ(君臣合体の成否)だけで、天下が治まったり乱れたりすることがあるのだ。

天児屋命に、天照大神が「殿の内に侍つてよく防ぎ護れ」と御一諾を遥か(昔)にし、末の(つまり遙か後の世になっても)違うだろうはずの露ほどもない(この)道理を得て、藤氏の三功ということが出てきた。その三つとは、大織冠(鎌足)が入鹿を誅しなされたこと、永手大臣、百河の宰相が光仁天皇を立て申し上げたこと、昭宣公(基経)が光孝天皇をまた立てなされたこと、この三つだ。前の二つは(時代が)古く遡っている。昭宣公の御事は、清和の後に確かに出てきたことだ。

国王の短祚

その後、なべて国王の御命が短い(こと)は言いようがない。(在位中に)五十(歳)にお及びになった(国王)は一人もいない。位をお降りになった後は、みなまた久しくご存命なようだ。

(三三九頁、中島本五九四〜七頁、大隅訳三八六〜七頁、石田訳一〇七〜八頁) これら(歴帝一人二人の在位年数)はみな人は知っているけれど、一度に心に浮かぶことがないので、煩わしいようだけれど、これをまず言い表わすとしてしよう。

清和は僅かに御歳三十一、治天下十八年だ。

陽成は八年で(位を)お降りになった。八十一(正しくは八十二歳)までご存

命だけれど、世をご統治にならない。

光孝はただ三年、これは(陽成の廢位を承けて)今更に出てきていらつしやつたことで、五十五(歳)で初めて(位に)お即きになる(から、在位中に五十歳になったのでない)。

宇多は三十(正しくは十)年で位を去つて御出家、六十五(歳)までご存命だ。醍醐は卅三年まで久しく(在位し)て、(崩時の)御年も四十六(歳)で、(在位の短い天皇が続く中で)ただこれだけは素晴らしくことであらつしやる。

朱雀は十六年だけれど卅(歳)で失せなされる。

村上是廿一年で四十二(歳)まで(存命)だ。

これ(醍醐、村上)は延喜天曆(の治世)といつて、これは少し長く在位しつていらつしやる。

冷泉は二年で位を降りて、六十二(歳)までご存命だけれど、(世を治めなかつたので)ただ陽成と同じ御事だ。

円融は十五年で(崩時)卅四(正しくは卅三歳)。

花山は二年で四十一(歳)までご存命だけれど、言うに足らない。

(三三〇頁、中島本五九七〜八頁、大隅訳三八七〜八頁、石田訳一〇八〜一〇九頁)

一条は廿五年で(崩時)卅二(歳)、幼主でのみいらつしやるのは、(在位が)久しくても甲斐はない。

三条は五年だ。東宮として久しくいらつしやるけれども、また(一条と同じく)甲斐はない。

後一条は二十年だけれど(崩時)廿九(歳)で、また幼主として久しくいらつしやつた。

後朱雀は九年で(即位時から)大人らしくいらつしやるけれども(崩時)卅七(歳)、また(在位の)期間が短い。

後冷泉は廿三年で(崩時)四十二(正しくは四十四歳)、これは少し(在位の)期間が長いけれど、専らただ宇治殿(頼通)の(思うが)まま(で傀儡)だ。

この国王が代々の若死におしになる(こと)によつて、(道理を)深く心得るべきだ。貴きも賤しきも、寿命が持ち堪える(年数)以上に、(仏神が)作り固めた道理を表わす道はないだろう。⁽¹⁾

(1) 「命ノタフルニスギテ、ツクリカタメタル道理ヲアラハスミチハアルマジキ也」、中島註は「命ノタフル」を「命の堪ふる」か。「命の絶ゆる」か。「命」は「生命」か」とし、赤松註は「命ノタフルニスギテ」「ツクリカタメタル」をそれぞれ「定まった運命がささえ得る以上に」「寿命を堅固に改造するの意か」とし、大隅註は「運命によって定められた寿命以上に、命を長くするような道理をつくりかため、それを実現する手だてを持つてはいるはずがない」とし、石田註は「寿命がどれくらいもつかということ以上に、作りかためた道理をあらわす道はあるまいと思われる」とする。石田に従うべきである。言うところは、仏神が作り固めた道理を知りたければ、寿命が短くなっているという客観事実に着目するのが最もよいだろう。↓補註四

国王撰録と近臣、將軍

日本国の政事を作り変える道理と、退位の帝が世を統治なさるべき時代に落ち下ることが未だ(到来)していないうちに、(もし)国王が六十、七十(歳)までもご在位であれば、撰録の臣が世を行うという一段の世は有り得ないのだ。そうは言ってもやはり君におなりでいらつしやつて、(もし)五十、六十(歳)まで脱履もないようでは、ただ昔のままに(撰録不在で)あるべきだろう(が、天皇の宝算が短いのでそうもいかない)。

(天皇は)本當に御年が若くて、初めは幼主の撰政で(つまり余りに幼いため撰政に国政を一任するしかなくて)、段々それくらい(の、つまり自分で世を治められそうなくらいの年齢)におなりになつても、自分(だけ)で世を統治しようとお考えになるような御心映えはない。(それは何故かと言うと)撰録の臣の器量が素晴らしくて、(撰録が)その(天皇の)御政事を助けて、(そうして天皇が)世を治められれば事欠けない(からだ)。そうするうちに君は卅(歳)前後でみなお失せになるのだ。

これこそは

(三三二頁、中島本五九八〜六〇一頁、大隅註三八八〜九〇頁、石田註二一〇〜二頁) 太神宮が、この(親政時代と院政時代の)間くらいは君が君として昔のようにいられないだろうから、このためにこそ神代から「よく殿内を防ぎ護れ」と言つたので、「その(天兒屋命の)子孫にまたこのように器量相應して、生まれ合い生まれ合いしてこの九条の右丞相(師輔)の子孫が、君の政事を(きつ

と)助けるのだぞ」と、(道理を)作り合わせられたのだ。

そうしてその後、「(天皇は)太上天皇として世を統治なさるべきだ」とまた(道理が)定まったので、白河、鳥羽、後白河と三代は七十、六十、五十(歳)をみな超えて超えて世を統治なさることになった。なのでこの(院政時代に移行したという)理はこれ(短くなった宝算がまた長くなったこと)によって心得られよう。

そうして、(右の道理からすると)後三条院は(続く白河、鳥羽、後白河の三代と同じように)久しくご存命であるべきなのに、事を萌して(実らせないうま)四十(歳)で失せていらつしやることは不審だけれど、それは「(ここで)ぐいと世が衰えるだろう」という)道理の表われなのだろう。後三条院が御心でお考えのあっただろう(こと)は、どれほど素晴らしかっただろうか。

そうして、何だかんだと言つても、その時にあつて、世を統治なさる君と撰録臣とがしつかりと一つの御心で、違えることはくれぐれもあつてはならないのに、(撰録と)別に院の近臣というものが男女につけて出てきたので、それが(君と撰録の)間にいて、何が何でもこの王臣の御心を悪く言うのだ。ああ、(近臣も)俊明卿までは凄いい人だったことよ(それより後の近臣は酷いものだ)。ここを要点として君はお分かりになるべきだ。⁽²⁾

今は(近臣の他に)また武者が出てきて、將軍として君と撰録の家とを押し込めて世を執ることの(つまりそうして世を執るといふ)時代の最果てにあるうち⁽³⁾に、この武將をみな失いきつて、誰にでも郎従となるような(言うことを聞かせ易い)武士ばかりにして、その

(三三三頁、中島本六〇一〜三頁、大隅註三九〇〜一頁、石田註二一一〜三頁)

將軍には撰録の臣の家の君公をなされたことは、実に実に宗廟神が「やはり君臣合体して昔に返つて、世を暫く治めよう」とお考えになつたからなので、その顛末を(これから)言い通すとしよう。

(1) 「日本国ノ政ヲツクリカフル道理ト」、解し難い。「道理ト」を文明本(二二四頁)は「道理ハ」に作る。あるいは道理ノの誤りか。

(2) 「コ、ヲ詮ニハ君ノシロシメスベキナリ」、赤松註は「コ、ヲ詮ニハ」を「近臣の

動きを詮じつめた重要なこととして」とし、大隅訳は「天皇や上皇はこうした近臣の存在を重要な問題としてよく考慮なさったうえで、世の中を治めていかれるべきである」とし、石田訳は「このところを院は大事なこととしてお知りなさるべきである」とする。石田に従い、「シロシメス」は統治するでなく理解するの尊敬語と解すべきである。同趣の文に「コノスチハワロキ男女ノ近臣ノ引イダサンズルナリ。コ、ヲシロシメサンコトノ詮ニテハ侍ベキ也」(本巻、三五〇頁)、「院ノ叡慮ニ、サラニヒガ事御偏頗ナルヤウナル事ハナシ。タゞヲボシメシモ入ヌ事ヲ作者ノスルヲ、エシロシメサズサトラセ玉ハヌ事コソチカラヲヨバネ」(巻第六、二八五頁)がある。

(3) 「今ハ又武者ノイデキテ、將軍トテ君ト撰録ノ家トヲオシコメテ世ヲトリタルコトノ、世ノハテニハ侍ホドニ」、中島訳は「武者(平家・源氏)が出て將軍として、君と撰録家とおしこめて、世を取るといふ世の末にはなつた内に」とし、赤松註は「世ノハテ」を「世界の終末」とし、大隅訳は「今の世には武者といふものがあらわれ、武士が征夷大將軍といふものになつて天皇と撰録の臣を圧迫して権力を握るような、世の終りの有様である」とし、石田訳は「今はさらにその上に武士が出て来て、將軍として治世の君(院)と撰録の臣とおしこめて世(国政)を握つた事が世の果に生じて来たが」とする。

「世ノハテ」を先行訳註のように末世と解すると、平清盛(平將軍)「本巻、三三六頁」による政変があつた治承三年(1179)十一月を「今」としていることになるため、やや従い難い。「世ノハテ」の前の「ノ」は主格でなく同格と解すべきかも知れない。言うところは、四十年ほど前に清盛が後白河院を幽閉し関白松殿基房を解官して以来、武者が將軍となつて君と撰録の家とを押し込めて世を取り仕切る時代になつており、今はそのような時代の果てだ。

後三条院

なので後三条院は(在位)四年、これから(後)のことを細かく言うとしよう。この後は事変わつて「位を降りて後、世を統治しよう」とお考えになり企てて、本人(後三条院)は早くにお失せになつたけれど、白河院は七十七(歳)まで世を統治なさつた。これ(院政)は(天皇でなく)臣下(として)の御振る舞いなので、久しくご存命なのだ。

次に鳥羽院もまた五十四(歳)までご存命なのに、⁽¹⁾また後白河も五代の帝の父祖として六十六(歳)までご存命だ。太上天皇が世を統治なさる(ようになつた)後、その間の御子御孫の在位の久しき短さのことは、(言つても)無益なので言うに及ばない。故意に(そう)するかのように短期でご交替にな

るようだ。その次にこの院(後鳥羽)の御世になつて、すでに後白河院がお失せでいらつしやつて後、承久(元年)まですでに廿八年になつたのだ。

延喜天曆までは君臣合体、魚水の儀が本当に素晴らしいと見える。(時平の讒言によつて醍醐帝が配流してしまつた)北野(菅原道真)の御事も、強いて(言え

ば)時平と(醍醐帝の)御心が違わない向きの証拠なのだろう。冷泉院の御後、しつかりと天下は執政臣に歸したと見える。それについて御堂(道長)までは、撰録の御心が時の君を思い侮り申し上げる心が更々な

くて、君が悪くていらつしやることを素晴らしくお諫めしお諫めしていらつ

しやるのに、(それを)君が悪く
(三三三頁、中島本六〇三〜六頁、大隅訳三九一〜三頁、石田訳一一三〜四頁)

心得られて、円融、一条院などから「我を侮るのか、世を我が心に任せないとは」などお考えになつた(こと)は、みな君の御僻事と見える。

宇治殿(頼通)の後冷泉院の御時、世をしつかりとお執りになつた後に、少しは君を侮り申し上げて、世を我が世と思われた向きが混じつたことよ、などに見える。後三条院はこれのように(撰録の僭上と)ご覧になつて、「このことが(間違はなく)ある」とお考えになつて、「今はただ脱履の後、自分が世を統治しよう」とお考えになつたようだ。けれど、この宇治と後三条院はそのようにお考えになつたけれども、「(やはり僭上も院政も)悪しきことだ悪しきことだ」とみな(どちらも)思い直し思い直して、王道(から外れずそこ)に落とし据えて世の政事は済み済んだことよ、などに見える。

(1) 「ヲハシマスベキニ」、赤松註は「ベキニ」の意味不明確」とし、大隅訳は「当然のこととして(…)政務をおとりになり」とし、石田訳は「意味不明」とする。
解し難い。

院政四代と撰録三家

白河院の(院政開始)後、しつかりと、太上天皇の御心の他に臣下というもの(つまり撰録)が先頭に立つ⁽¹⁾ことはなくて、(撰録とは)別に近臣といつて、白河院には初めは俊明など(の凄い近臣)もいる。(しかし)後世には顕隆、顕頼などという者たちが出てきて、(そのような末端の臣だけでなく)根本の撰録

臣(にも)愚かで下卑た人がいらつしやるので、また歎かわしくも(撰籙臣が近臣に)押されて恐れ憚りながら、(しかし)また昔の名残はそうは言ってもやはり強く残つて(いたので)、鳥羽、後白河の初め(の)法性寺殿(忠通)までは(それほど大きな問題もなく)あつたと見える。

この(後白河の初めまでの)中に、白河院が知足院殿(忠実)をしつかりと仲悪く処遇して追い込めて、その知足院の子法性寺殿を別に引き離すようにお取り立てになつた御僻事が、(保元の乱の遠因となつて)しつかりと世を失つてしまつたのだ。これによつて確かに冥頭の二つの

(三三四頁、中島本六〇六〜七頁、大隅訳三九三〜四頁、石田訳一一四〜六頁)道、邪神善神の御異なりが、外面に表われたり内部に籠つたりして(つまり陰に陽に)見えるのだ。

そうだけでも鳥羽院は最後頃に(何が正しいかを)お考えになつて分かつたのだから、物を法性寺殿に相談して、その(忠通の)申される通りにして、後白河院を位に即け申し上げて、(これで世がきつと)立ち直るだろうところに、このようになってゆくから世が直らないので、正にその時、天下日本国の運が尽ききつて、大乱が出てきて、しつかりと武者の世になつたのだ。その後、撰籙の臣というものは世の中にとつて、(君に次ぐ二番から)三、四番に下つた威勢で、威光もなくなつたのだ。

その後は僅かに松殿(基房)、九条殿(兼実)、この二人が少しばかり一人(本来のあるべき撰籙)に似たことなどあるけれど、このように(撰籙の地位が低く)なつた上の同情(で他と比べれば似ていたというだけのこと)でしかない。⁽⁴⁾松殿は平家によつて失なわれ、九条殿は源将軍(頼朝)によつて拔擢された人で、国王の御意に任せて、撰籙臣を我が物として頼りにしたり憎んだりもする(という)筋がいつの間にか失せ(て武士が撰籙の任免に介入するようになって)た上は、(撰籙としての資質が)善くても悪くても滑稽なことになつて今は済んだのに、ただ暫くこの院(後鳥羽)が(兼実息の)後京極殿良経を撰籙になさつた(こと)こそ、「これは素晴らしいことだな」と見えたうちに、(良経は)夢のように(呆気なく)頓死されてしまつた。

近衛殿という父子(基通、家実)が、(撰籙の)家には生れて(その)職には

就きながら、さつぱりと一つ残らず世の様も家の習わしも全く知らず、聞かず、見ず、習わない人で、しかも家領文書を抱えて(それらを)あのように奪われたり返されたりして、(それでいて)未だ失せず死なずにいらつしやる(こと)によつて、しつかりと「世は王臣の道が失せきつてしまつたのだな」と、くつきりと

(三三五頁、中島本六〇七〜八頁、大隅訳三九四〜五頁、石田訳一一六〜七頁)見えるのだ。

(1) 「センニタツ」、中島本は「詮に立つ」とし、赤松註は「先頭に立つ」とし、大隅訳は「重要な役割を果たす」とし、石田訳は「中心に立つ」とする。やや後に「ソノ後、撰籙ノ臣ト云物ノ、世中ニトリテ、三四番ニクダリタル威勢ニテ、キラモナク成ニシナリ」(三三五頁)とあるため、赤松に從うべきであろう。言うところは、本来撰籙とは臣下では筆頭の、つまり世間では君に次ぐ第二の地位にあるべきものだが、近臣や武者が出てきてからは臣下筆頭でなくなり、世間では第三、第四の地位に転落した。

(2) 「本体ノ撰籙臣ヲコノシモザマノ人ノヲハシケルニ」、中島註は「本体ノ撰籙臣」⁽¹⁾「ヲコノシモザマノ人」をそれぞれ「根本の撰政関白は。次の「ありけり。」にかゝる語」「を此の」と読んだが、「をこ」(尾籠)なら、おろかなこと。ほか。(山岩波大系本参照)院に仕えるばからしい人々」とし、赤松註は「本体ノ撰籙臣」「ヲコノ」「シモザマノ人」をそれぞれ「根本の撰政関白にも」「愚かなさま」「身分の低いもののような人」とし、大隅訳は「国政の根本をなす撰籙の臣には、愚かなしもじもの者とかわるどころのないような人がなつておられたので」とし、石田訳は「この低い身分の人々がおられたために、本体の撰政関白も」とする。大隅に從うべきであろう。もし中島と石田に從うと、慈円は下卑た近臣に尊敬語「ヲハシ」を用いたことになり、不審である。

(3) 「冥頭ノ二ノ道、邪神善神ノ御タガハ、色ニアラハレ内ニコモリテミユルナリ」、中島註は「御タガハ」「色」をそれぞれ「御仲違え」「表面」とし、赤松註は「冥頭ノ二ノ道」「御タガハ」「色」をそれぞれ「眼に見えぬ冥」と、見える頭の道理の違い」「違い」「表面」とし、大隅訳は「目に見えない冥の道と目で見ることのできる頭の道という二つの筋道があり、また邪神と善神の御争いというものがあつて、それらが表にあらわれたり、内にこもつたりしているのが明確にわかつてくるのである」とし、石田訳は「神仏の世界(冥)と人間の世界(頭)の二つの道、邪神・善神の御仲違いが、表面にあらわれ、内にこもつてみえるのである」とする。慈円が忠実忠通父子の反目から如何なる「冥頭ノ二ノ道、邪神善神ノ御タガハ」を読み取つた

かについては、本巻(三三九頁)参照。

(4) 「カク成ヌル上ノナサケニテコソアレ」、赤松註は「撰政閑白の威勢が三、四番にさがったので思いやりとして起きたことである」とし、大隅訳は「それも本当は下落してしまったことへの同情によってありえたことであつた」とし、石田訳は「このように撰関が落ちぶれてしまった今の状態から同情的に見るとそう見えるまでのことである」とする。もし赤松と大隅に従うと、基房兼美への同情の主語が明らかでなくなる。石田に従うべきである。↓補註五

(5) 「ヲカシキ」、中島訳は「おかし」とし、赤松註は「こっけいである。ことによると「ヲナシキ」の誤記か」とし、大隅訳は「何の意味もない」とし、石田訳は「滑稽な」とする。誤写であるかも知れないが、ここでは「ヲカシキ」として訳した。

撰家將軍と八幡大菩薩

それに加えて王(であつて)も臣(であつて)も、つい先頃の九条殿(兼美)が世のことを思われた(心の)力が正道である向きは宗廟社稷の基なので、それ(世を思う心)が(仏神に)通じるのだろうか、今(兼美孫の)左大臣(道家)の子(三寅)を武士の大將軍に(したのは)、間違いなく八幡大菩薩が(そう)おなしになった。人がすることではなく、間違いなく神々がお始めになったことだなど見える、不可思議のことが出てきたのだ。

これを近衛殿(基通)などという論外の者は、「我が家にこのようなことはない。(九条家は)恥を搔かれるだろう」と言われるのを、「本当に(その通りだ)」などと思う人もいる(そう)な。滑稽なことは、正にこれら(のこと)だ。自身が立派に家を継いだ人であつてこそ、そのようなことを愚かながらにも言うことができよう(が、基通にはそのようなことを言う資格がない)。

平將軍(清盛)の乱世になり定まる謀反の要点として、(基通は)二位中將から(引き立てられて)、さつぱりと物を知らない人が子供子供っぽく愚か愚かしくしているのに、(実権のない)撰録の臣の名だけを授けられて、怨霊にとりわけ護られて、「自分の家を失うために久しく生きている(ようなも)のだぞ」と思い知ることのできないくらいの身であつて、「(將軍を輩出するのは)家の恥だ」などと言ったところで、大菩薩の御心に適うだろうか(いや、適いはしない)。言うに足らないというのは(正に)これ(のこと)だ。

少しなりとも、世が移り物の道理が変わりゆく様は、人はこれを弁え難い

ので、そのためにこれ(この書)を書き付けるのだけれど、これを見るような人も自分の心に入れ入れしなければ全くどうにもならない。これはどうすべきだろうか。なので(つまり)人は道理を弁え難いので、仏神が分かり易く処置して撰録家と武士家を一つにして、(三寅が)文武兼行して世を護り、君を後見し申し上げるべき(ということ)になつたようだと見えるのだ。

(三三六頁、中島本六〇八―二頁、大隅訳三五五―七頁、石田訳二一七―八頁)これについて昔を思い出して今を省みて、正意(から外れずそこ)に落とし据えて、邪を捨て正に帰する道をしっかりと心得るべき(ということ)に相なつたのだぞ。

(1) 「ソレニ王モ臣モマチカキ九条殿ノ世ノ事ヲ思ハレタリシ。チカラノ正道ナルカタハ、宗廟社稷ノ本ナレバ、ソレガトラルベキニヤ。イマ左大臣ノ子ヲ武士ノ大將軍ニ、一定八幡大菩薩ノナサセ給ヒヌ」、大系本は「思ハレタリシ」で句点を打ち、「トラルベキニヤ」でまた句点を打ち段落を改める。中島本と大隅訳は「トラルベキニヤ」までを一文とし、そこで句点を打ち段落を改める。石田註は、「諸本ともここ「トラルベキニヤ」…引用者註」で文章を切り、行をかえて「今左大臣…」とよむが、私はつづける。底本の句読点・濁音・段落のつけ方は元来アトランダムであること、ここで切ると「今、左大臣…」以下の文が唐突の感を与えること、慈円の公経宛の書状に「而るに今、此の東宮、此の將軍の御事出来、猶ほ九条殿の御願力尽きざるの因縁か」とあるによる。石田に従うべきである。

言うところは、王であつても臣であつても願力が正道であることは宗廟社稷の基なので、それが仏神に通じるのだろうか、世を思っていた兼美の曾孫三寅が今武士の大將軍になつたのは、間違いなく八幡大菩薩がそうさせたのだ。関連する文に、「祖父(兼美…引用者註)ノ社稷ノミチ心ニイレルサマハ、一定仏神モアハレニテラサセ給ヒケント、人皆思ヒタル方ノステタル事モアルベケレバニヤ、承元三年三月十日、(孫立字…同前)十八ニテ東宮ノ御息所ニマイラレニケリ」(巻第六、二九六頁)がある。

なお、「チカラ」を中島註は「力」か。武力」とし、赤松註は「武力をさす」とし、大隅訳は「武力」とし、石田訳は「念力」とする。石田註所引の消息を参照すれば、石田に従うべきである。

(2) 「誠ニナドヲモフ人モアルトカヤ」、中島註は「この中に後鳥羽院も数へられるのか」とし、傍証として「横川楞嚴三昧院慈鎮和尚被遣西園寺太相国状」(承久二年「1220」成立、「鎌倉遺文」一三六九八「門葉記」)の「此將軍下向事は、叡慮底ニハひしと不行候也。先此事ヲハ「左府恥哉」と近衛入道被申けるを、「道理」

とひしと思食て候也」を挙げる。赤松註と石田註も同じ。従うべきである。↓補註六

(3) 「怨霊」、中島註は「人の怨を持った靈魂。平家をさすか」とし、赤松註は「平家をさす」とし、大隅訳は「怨霊(平家の怨霊)」とする。中島などは「平家ノ多ク怨霊モアリ」(巻第六、三〇四頁)などを参照したのかも知れないが、従い難い。この怨霊は平家でなく崇徳帝と忠実(本巻、三三八頁)と見るべきである。言うところは、崇徳帝と忠実の怨霊は日本を滅ぼすため、日本にとつて有害な近衛家を護っている。

(4) 「コレヲミム人モワガ心ニイレ」セソズレバサラニカナウマジ」、同趣の文に「ソレヲワガ物ニミタテ、モシソレニアマル心ツキタラン人ゾ、本書ノ心ヲモ心ヘトクベキ」(本巻、三二二頁)がある。

怨霊

まずこれ(撰家将軍の出現)について、「これは間違いなく大菩薩の御計らいか、(それとも)天狗地狗のまた仕業か」と深く疑うべきだ。この疑いについて、昔から怨霊というものが世を失い人を滅ぼす(という)道理が一つあるから、まず仏神に祈られるべきだ。

(怨霊の事例をいくつか挙げよう。)百川の宰相が凄く(立派に)光仁を立て申し上げると、またその後の王子の立太子(について)議論した時に、(後の)桓武を(太子に)立て遂げ申し上げたけれど、余りに処置し過ぎて、井上の内親王を穴を掘って獄を作って込め申し上げるなどのことをしたので、(内親王は)現身に龍になって、とうとう(百川を)お蹴り殺しになったというようだ。

一条撰政(伊尹)は朝成の中納言を生霊に憑かれて、(伊尹息の)義孝の少将まで失せたというようだ。朝成は定方右大臣の子だ。(朝成が)宰相の時は一条撰政は下臈で、(二人が中納言昇進を)競望していたので(朝成は伊尹について)放言し申した。(後に朝成が)大納言を所望する時は(すでに)撰籙臣になられている(伊尹の許)に参上して、昔(つまりこの当時)は無闇に(殿)上に昇ることもなかったから暫く庭に立って、やっこのことで(伊尹は朝成を)呼び入れて会われたところ、(朝成が)大納言に自分なるべき道理を言い立てるのをちよつと聞いて、「(あなたは)往年納言の時は(私について)放言された。今は貴閣の昇進は私の心に任せている。世間は(何がどうなるか)測り難いこ

とだな」と言つて、そのまま内に入られたので、(朝成は)尋常でなく腹を立てて(伊尹邸を)出た。(帰る時、自分の)車にまず笏を投げ入れると二に割れた。そうして

(三三七頁、中島本六一―三頁、大隅訳三九七―八頁、石田訳一一八―二二頁)生霊になった、と江帥(大江匡房)も語られた。三条東洞院は朝平(正しくは朝成)の家の跡地だ。そこへは一条撰政の子孫は訪れないなどというようだ。知方(正しくは元方)の大納言は天曆(村上帝)の第一皇子広季(正しくは広平)親王の外祖で、(怨霊になって)冷泉院を厳しく責め申し上げた。顕光大臣は御堂(道長)の(怨)霊になった。「顕光は道長によって即位を断念させられた小一条院(敦明親王)の御舅だったから(道長の怨霊になったのだ)だ」、などこのように(人は)言うのだ。

そうではあるけれども(当時は)仏法というものが盛んで、智行(兼備)の僧が多いので、このようなことは崇(り)になるけれども、事の外的こと(つまり大きな被害)を防ぐようだ。懇切に(心の)底から尊い僧を頼つて、三宝の利益を得るのだ。九条殿(師輔)は慈恵大師(良源)、御堂は三昧和尚(慶円)、無動寺座主(慶命)、宇治殿(頼通)は滋賀僧正(明尊)など、このように(歴代の藤氏長者は天台僧に帰依したと)聞こえるようだ。

深く世を見るに、(忠通には)讃岐院(崇徳)、知足院殿(忠実)の霊(を鎮めるため)の処置がなくて、(このままでは)ただ我が(撰籙)家を失(つてしま)うだろうということになって、(しかし)法性寺殿(忠通)は(忠実の)子ながら余りに器量(あつて)、(怨霊も)手を下しようがないからだろうか、(忠通)本人の御身には手荒なこと(つまり祟り)もない。中の殿(近衛基実)の早い失せ様、松殿(基房)、九条殿(兼実)の(不運な)事への遭われ方、近衛殿(基通)が繰り返し(撰籙の地位を)奪われなさつて、今まで命を承らえて遊んでこの(撰籙)家を失われるだろうことと、後白河(が)一代朝な夕な(不運な)事にお遭いになることなどは、新たかにこの怨霊も何もただ(怨霊になるべき)道理を得る向きが報いることなのだ。一度あたり(つまり当初)はただ易々として(後に)一大問題になるのだ。

(もし崇徳院を)讃岐から呼び戻し申し上げて、京に招き申し上げて、(知行

国の一つなどを差し上げて、「(旧怨を忘れて)御作善ありますように」などということで(優遊自適に)歌をちよつと詠ませ申し上げて(おくようなことをして)いたならば、

(三三八頁、中島本六一三〜四頁、大隅訳三九八〜四〇〇頁、石田訳二二一〜二頁)

あれほどの(大変な)ことはないだろう。(そしてもし押し込められていた)知足院殿についても申請して、法性寺殿の御処置で、宇治の常楽院に住まわせ申して、もう少し庄園なども差し上げて、(崇徳院と)同じように遊興して管絃(で)歓待していらつしやったら、あれほどの(大変な)ことはないだろう。法性寺殿は(忠実)自分の親なので、流刑がない(こと)こそを(忠実)所望のことと思われた(つまり自分への怨みの深さを測り損ねた)のだろうか。それも尤もだけれど、(また)本人(忠通)の身に新たな祟りはないけれども、何とまあ物の計らひは、これくらいの仔細を深く思い解かないところに(大変な)事は出てくるのだ。

人間界は怨恨会苦が、必ず(報復として)果たすところだ。ただ口で一言、自分より優れている人について分を弁えずに放言したならば、(相手は)即座にぐいと突き(刺し)殺して(その人は)命を失われるのだ。怨霊とは、要点はただ現世で深く遺恨を結んで(相手を)敵に定めて、小家から天下にも及んで、その敵(の足元に穴)を掘って転ばそうとして、讒言虚言を作り出す(というもの)で、世が乱れまた人が損なわれることは(即座に刺し殺すのと)ただ同じことだ。頭(然)とその報いを果たさなければ(報復が)冥(然)となるだけだ。

(1) 「トアタリハ」、中島註は「当初」とし、赤松註と大隅訳もこれと同じく、石田訳は「ひと通りは」とする。解し難いが、文脈からして中島などに従うべきであろう。

(2) 「ヨビカハシ」、文明本は「ヨビカヘシ」(二二〇頁)に作り、赤松註は「崇徳上皇を讃岐から呼び変える。「ヨビカヘ(返)ス」の誤りか」とし、大隅訳と石田訳も呼び返すの意に解している。従うべきである。

(3) 「ラキ」、中島本と大隅訳、石田訳は置きに解する。後続の「忠実を引用者註)宇治ノ常楽院ニスユ申テ」(三三九頁)を参照すればこれでよいかも知れないが、院を置くという表現は不敬であるかも知れず、やや不審である。そのため、

ここでは招きの意に解した。試みに訳して後考を待つ。

(4) 「法性寺殿ハワガヤナレバ、流刑ノナキコソマウノ事トヲモハレタリケルニヤ」、文明本は「コソマウ」を「コソハマウ」に作り、中島訳は「猛の事」か。「いみじき事」ほどの意味か。「そまう」ならば、「所望」か」とし、赤松註は「ワガヤナレバ」「流刑ノナキ」「ソマウ」をそれぞれ「忠実」は自分の親であるから「保元の乱の直後、忠実を流刑にする議があり、忠通が訴えてそれをさしとめた」「所望」と書く。望み。天明本「まう」。猛に当てる」とし、大隅訳は「法性寺殿にとつて知足院殿は自分の親であるから、流刑を免れることだけをまず願ひ出ようと思われたのであろうか」とし、石田訳は「法性寺殿は知足院殿が自分の親であるから、流刑を免れることこそ望ましいことだと思われたのであろうか」とする。所望と読むべきである。ただし、もし大隅と石田の解するように所望の主語が忠通であれば、流刑ノナキコソ所望セラレタリケルニヤなどの文になつていたと考えられる。そのため、所望の主語は忠実だと解すべきであろう。言うところは、忠通は、流刑免除こそが父忠実の所望であつて、それさえ叶えてやれば子である自分をいつまでも怨んだりすることはないだろう、と考えられたのだろうか。

近臣への賄賂と武士による横暴

聖徳太子の(憲法)十七条の中に、「嫉妬を止めよ。嫉妬の思いは限りがない」「賢さと愚かさは、また(分ち得ないこと)環に端がないようなものだ。自分一人(だけが正しさを)得たと思わないように」と誠めて、「宝がある(裕福な)者の訴えは易々と通る(つまり聞き入れられる)のだ。石を水に投げ入れるよう(なもの)だ。貧しい者の訴えは難しく通ることがない。水で岩を打つよう(なもの)だ」と仰せられている。

(三三九頁、中島本六一四〜五頁、大隅訳四〇〇〜一頁、石田訳二二二〜三頁)

この三事(嫉妬と自是非他と追従賄賂の禁誡)が要点であるのに、世の末頃、現在の世間には「そのような禁誡があるだろう」とさえ思わないで、わざわざこれ(嫉妬など)を素晴らしいことと思つて、(周囲が)「少しでも思慮があるだろう」と思っている人は、(実は)物妬みと自是非他と追従賄賂(だけ)で、これ(らの者たち)が専ら世を持つようでは災難があるだろうよ。(災難が)鮮明に鮮明にあるものよ。

(やはり憲法十七条に)「治まっている世では官が人を求める。乱れた世では人が官を求む」と(いう)。この頃の十人(も)大納言(がいて)三位(が)五、

六十人（もいることについては、故院（後白河）の御時までは（三位は）十人前後であった。（今や）勅負尉、檢非違使は数も定まらない。一度の除目を見れば、勅負尉、兵衛尉が四十人より少ない折がない。（このままではいつか）千人にも（きつと）なるだろう。人が官を求めて、（それに応えて）贖勞（の）脇差を（受け取りたくてあちこちと）訪ねて願う者は、近臣恪勤の男女であるようならばあれこれ（と言う）に及ばない（いつもの）ことなのだぞ。（近臣として恪勤する男女でないならば、そこまで（論外なこと）は思い寄らない。¹）

本當に、末代悪世、武士の世になりきつて末法にも入ったので、（私としては）「ただ塵くらのこの道理などを君も思い出しなさつて、「これはどうしたことか」と驚きお目覚めになって、「そのままどうして（天下が）この邪魔悪霊の手にも入る（もの）だろうか（いや、そうはさせない）」とお考えになり、近臣の男女も少しばかり目覚めてほしいものだ」とのみ念願される。

また武士は將軍を失つて、自身には恐ろしいものもなくて、「地頭、地頭」と言つてみな日本の年貢割り当てを引き受けている。院の御事について、近臣の脇差を地頭の取り分でくすぐれば、（近臣が）笑わないことがない（つまり武士は近臣を賄賂でどうとでもできる）。武士なので、その時、心に叶わない者を（三四〇頁、中島本六一五〜九頁、大隅訳四〇一〜二頁、石田訳二二三〜五頁）を「どうだ、どうだ」と呪んでしまうので、手向かいする者がいない。（武士は）「ただ心に任せて（振る舞つて）しまおう」としつかりと考えている、と今は（そのように）見えるようだ。

(1) 「人官ヲモトメテ、ソクラウワキザシヲタツネテネガフモノハ、近臣恪勤ノ男女ニテアランニハ左右ニヲヨバヌコトゾカシ。サマデハヲモヒヨラズ」、中島訳は「人が官職を求めて、足勞・脇差を求めて願う者は、近臣・恪勤の男女であろうから、とやかに及ばないことだ。そうまでは思いよらない」とし、赤松註は「ソクラウ」「ワキザシ」「タツネテネガフ」「左右ニヲヨバヌ」「サマデハヲモヒヨラズ」をそれぞれ「贖勞。財物を納官して官位を買うこと」「腰差と同じ。絹を巻物にした祿の一。もらったものは腰にさした」「探し出し、それで官職を得ることを願う」「あれやこれやとためらわない」「そこまでになるとは思いもよらない」とし、大隅訳は「人が官位を求めて、それを買つたり、賄賂を探し求めたりするのも、近臣や側近に侍する男女になりたいと思えば、あれこれとためらつてはいられないことなのである

う。しかし、そこまで落ちるとは思いもよらないことである」とし、石田訳は「人が官職を求めて、院の傍にいる人をさがし求めて、財物を官に納めて前任を継続したり官位を買つたりすることを願うものは、院の近臣側近の男女であれば、誰かれを問わないのである。そこまでは思いよらないことだ」とする。

もし中島と大隅、石田に従い、「人官ヲモトメテ（…）コトゾカシ」の主語は一貫して買官者だと解すると、「ソクラウワキザシヲタツネテネガフ」を解し難くなる。また、やや後の文で「近臣ノ男女」が弾指されているため、これもそのような文脈で解すべきであろう。言うところは、今は人が官を求めような乱れた時代なので、官職を売つて賄賂を得ようとする者もあり、これは近臣として恪勤する男女にとつては日常茶飯事なのだが、それ以外の者はそこまで論外なことは思い寄らない。

人材登庸

そうしてこれらの僻事が積もつて大乱になつて、この世は自分も他人も（きつと）滅びきつてしまうだろう。大の三災は¹まだその時でないもの、そうは言つてもやはり仏法の行いも残つている。宗廟社稷の神も燦然とあるようだ。（君が）ただ少しばかりの正意を取り出して、無頭無道のこと少し穏やかになつて、そうは（つまり優れた人がいないとは）言つてもやはりこれ（仏法）を弁えている人、僧俗の中に二、三人、四、五人などはいらるだろう者を、これを召し出して、（その者たちが）天下に奉仕してほしいものだ。

事の要点には、人が一切智を具足して本當の賢人聖人（になること）は叶わないだろう（が）、少しでも（その）分際分際に主人とな（り）人を従え（る）ような人は、国王より始め申し上げて（庶人に至るまで誰でも）、人の善し悪しを見知つて召し使つていらつしやる御心一つが、安泰でいるための事の要点になることだ。それなのに、故意にするように、何事にもあたかも（泳げない）鳥を鵜（の代わり）に使われる（ような無理な人事をする）ことであるようなので、さつぱりと世が失せてしまうのだよ。

(1) 「大ノ三災」、中島註は「水災・火災・風災。また飢饉・疫病・刀兵をいう」とし、赤松註と大隅訳もほぼ同じく、石田註は「ここでは正確に三大災をいうのでなく「この世の終りは」位の意味」とする。石田に従うべきである。

武士への説諭

また道理というものは易々としている（ものな）のだぞ。それを弁えていような臣下（命じ）て、武士の勢あらん（限り）を召し集めて仰せ聞かせたい。その仰せ詞は、「まず武士という者は、今は世の末で（あり）、間違はなく現在あるように用いられてあるべき世の末になった、としつかりと見える。なのでその様（について）は異論がない。その上（つまりそうであるから）には、この武士を「悪い」とお考えになつて、これに勝つた者たちが出てくはずはない。この

（三四一頁、中島本六一九―二二頁、大隅訳四〇二―四頁、石田訳二二五―六頁）

様（を考える）につけても、世の末頃はますます悪しき者だけが（きつと）いるのだらう。（もし）この（悪しき）者たち（をきつと）滅ぼすだらう逆乱（が起こつたとしたら、それ）はどれほどのことであるだらうか（と予想が付かないほど大きなものになるはず）なので、冥（然）と（した）天道の御処置の他に、顕（然）と（君が）お前たちを憎みも疑いもおお考えになることはないのだ（というもの）だ。

（ただし）地頭のことこそは大問題だ。これは静かに静かによくよく武士に仰せ合せて御計らいがあるべきだ。「これ（地頭）を（朝廷に）止められ申し上げはしない」といつて、（逆心を起こし）向かい火を作つて朝家を嚇し申し上げることもあつてはならない。（また）だから（つまり嚇されたから）といつてまた（君が武士に）お怯えになるようなことでもないのだ。ただ大体の様（つまり大部分）の武士の者たちが、今は正道を承知するだらう世になつているのだ。

（1）「ソレワキマヘタラン臣下」、慈円姪孫にして左大臣の九条道家を暗示する。

（2）「イヨ／＼ワロキ者ノミコソアランズレ。コノトモガラホロボサンズル逆乱ハイカバカリノコトニテカハアルベキナレバ」、中島訳は「世の末の方はいよ／＼悪い者ばかりであろうとするから、此の者（武士）共を亡ぼそうとする逆乱はどれほどの事でもあるまいから」とし、赤松註は「コノトモガラホロボサンズル逆乱」を「この武士らを滅ぼそうとする動乱。討幕計画を暗にさす」とし、大隅訳は「ますます悪い者ばかりになろうとするのであるから、この武士どもを滅ぼそうという動乱を

起こしたとてどれほどのことにもなるまい」とし、石田訳は「いよいよ悪い者はかりが現われるであらう。この「悪い」者共を逆乱をおこして亡ぼそうとすれば、大したことである筈はないから」とする。

この文は武士たちに自重を求めるものであるため、「ワロキ者」は武士でない。「コノトモガラ」は直前にある「ワロキ者」を指すと見なければならず、中島訳と赤松註、大隅訳は誤りである。また、石田訳の「この「悪い」者共を逆乱をおこして亡ぼそうとすれば、大したことである筈はないから」では後文との接続がよくない。この逆乱とは、恐らく武士とともに悪人を滅ぼすためのものであらう。言うところは、増えていくばかりの悪人を滅ぼすための逆乱はどれほど大きなものになるか分からず、その時は武士の力を借りなければならぬので。↓補註七

幼童二人への期待

この東宮（懐成親王）、この將軍（九条三実）というのは僅かに二歳の子供だ。これ（このような状況）を作り出しなせることは、専ら宗廟の神の御処置（だ）ということ）が明らかだ。東宮も御母（立子）は（父良経と母一条能保女に先立たれて）孤児になられた。（こうなるように）祈念すべき人もいない。外祖父（良経）の（生前の）願力が感応したのか（どうか）を知らないけれども、（それだけで）このようなことが今出てきなせる（もの）だらうか。（源氏）將軍もまたあのような死をして源氏平氏の氏族がさっぱりと絶える（もの）だらうか。その代わりにこの子（三実）を（將軍として）用いる（ことになるもの）だらうか（いや、これらのようなことは普通は有り得ない）。間違はなく只事ではないのだ。

昔からなりゆく世を見るに、廢れきつてまた興るべき時に（今は）相当つている。これに過ぎて（つまりこれ以上）は、失せようとしてもどのようして失せるだらうか（いや、これ以上は失せようがない）。

（今は）記典（正しくは紀伝）、明経も少しは残っている。明法、法令も塵くらしいはあるようだ。顕密の僧徒もまた過失なく聞こえる。百王を数えるに今は十六代は残っている。

今この二歳の人々が

（三四一頁、中島本六一九―二二頁、大隅訳四〇四―五頁、石田訳二二六―七頁）

大人らしくなつて、世を失いきりもし、（きつと）興し立てもしよう（つまりすべては一人の将来に懸かっている）のだ。「そもそも今（から）廿年待つまで武

士は僻事をするな、僻事をするな。(武士さき) 僻事をしなければ、その他の人の僻事は止め易い⁽¹⁾」と仰せ聞かせて、神社仏事、祠官僧侶にまずまずの庄園を重ねて滅多にないほど(多く) 寄せ与えて、「この世をやはり失おうとする邪魔を、神力仏力で抑え、悪人反道の心があるような者たちを、その心が生じないうちに召し取れと祈念せよ」と、しっかりと仰せられて、「この賄賂献上を少し止めなさいのだぞ。(これらは) たいそう(きつと) 容易なことだろう」とこそ(仰せになるべきだ)。

神武から今日までの事柄を見てきて思い続けると、この道理はそうは言ってもやはり残っているものだと悟られる。ああ、言うべきことは何と多いのだろうか。(ここではそのうちの) ただ塵くらしいを書き付けよう。これをこの人々(懐成親王と三寅) が大人らしくいらつしやるような折に御覧になるのだぞ。どのようにお考えになるだろうか。露くらしいの虚言もなく、最真実の真実の世がなりゆく様を、書き付けた人も決していないだろうと思つて、ただ一筋の道理ということがある(ということ) を書こう(という) のだ。⁽³⁾

(1) 「ヒガコトセズハ自余ノ人ノヒガコトハトマメヤスシ」、石田訳はここまでが「先武士ト云モノハ」(三四一頁) からの一連の仰せ詞だとする。

(2) 「コノマイナイ献芹スコシトマメラレヨカシ。世ニヤスカリヌベキコトカナトコソ、神武ヨリケフマデノ事ガララミクダシテ思ヒツマクルニ」、中島訳は「この賄賂・献品を少し止められよ。それは世にも容易な事だと、神武から今日迄の事から見て来て思い続けるに」とし、大隅訳は「この末世に横行している賄賂や献品を少しやめさせてほしいものである。このようなことは非常に容易なことだと、神武天皇の昔から今日までのことがらを始めから終りまで見てきて」とし、石田訳は「賄賂や献上品を少しお止めなさいませ。それはまことに容易なことだと思ふ。神武から今日までのことがらをずっと見て来て思い続けると」とする。これは「コノマイナイ献芹」乃至「コトカナ」が再び仰せ詞になっており、「トコソ」で文が切れると見るべきであろう。

(3) 「露バカリソラコトモナク、最真実ノ(真実ノ) 世ノナリユクサマ、カキツケタル人モヨモ侍ラジトテ、タマ一スズノ道理ト云コトノ侍ヲカキ侍リヌル也」↓補註

善人の不在

また事の要点が一つある。人というものは、要点(中)の要点には(自分と似る(者)を友にするということが、その(一つある) 要点だ。それが世の末に(おいては、) 悪しき人があたかも一つ心に同心合力してこの世を執っている(ようなものだ)。善き人はまた(悪しき人と) 同じく(自分と似る者と) 相語らつて同心するべきなのに、「善き人がいてほしいものだ」(というくらいにいないので) は合力に及ぶことができるだろうか(いや、できない)。(できることと言えば「ああ悲しい」と思い

(三四三頁、中島本六二四〜七頁、大隅訳四〇五〜七頁、石田訳二二七〜三〇頁) つつ、少しばかり仏神の御処置を仰ぐだけだ。(要職に) 用い(られ)る時は虎(のように猛烈) になるだろう人はそうは言ってもやはりいるようなのに、善き者は(今の) 世の(酷い) 様を見て現れ出ないのだろう。

このようにこの(今の) 世が失せてゆくことは、君も近臣も虚言で世を行われる(からな) のだろう。虚言というものは(本来) 朝議の方面では少しばかりもないことだ。虚言というものを用いられるようでは、善き人は世にいうことができないうだろう。

撰録による君の後見

そのようなこと(虚言の横行) もかえって世の末には、武(士の方面) は正直な将軍が出てきて正さなければ直る向きもないだろうに、このような将軍(三寅) がこのように出てくることは大菩薩の御計らいで、文武兼行して威勢があつて世を護り君を護るべき撰録の人(三寅) を設けて、世のため人のため君の御ために(大菩薩が) 参上させられ(てい)る(ということ) を、君が御心得になることができないう。これこそが大変な大問題だ。⁽²⁾

これは「君の御ため撰録臣と将軍とが同じ人でよいだろう」と、間違いない(大菩薩が) 照覧し御処置がある(ことによる) もので、その理由は明らかだ。謀反の筋の心はなく、しかも威勢が強くて、君の御後見をさせよう(ということ) だ。このように御心得られよ。

(基経によって廢位された暗君) 陽成院の御事のようなものになるようなため

などは、ますます素晴らしいだろう⁽³⁾。それ(暗君が賢臣により廢位されること)を防ごうとお考えになつては、君こそが太神宮、八幡の御心に(きつと)違われていらつしやる(ことになる)だろう。ここ(のところが)を是非とも君がお悟りになるべきだ。「この藤氏の撰録の人は、君への謀反の向きの心遣いが、これっぽちもあるはずがない」と(仏神に)定められているのだ。そうして、しかも「君が(きつと)悪しく

(三四四頁、中島本六二七〜八頁、大隅訳四〇七〜八頁、石田訳一三〇〜一頁) いらつしやるうとするのを、強く後見し申し上げて、王道の君が筋を違えず(にいられるように)護り申し上げる」(ということが仏神の心)なので、陽成院のようにお考えになるような君は(本人の)御ためにこそ(きつと)悪いだろう。そのような(悪しき)君はまたありふれてはいらつしやらないだろう⁽⁴⁾。それくらいのような(悪しき)君は、また善き撰録を嫉みお考えになれば、どうして(そのような願いがきつと)叶うだろうか。太神宮、大菩薩の御心で(きつと)あるだろう(から)、この(暗君は賢臣により廢位されるという)道理は少しも違わないだろう。しつかりと定まったことであるのだ。

(「そうやって善き撰録を嫉みなさることは)始終落ちたり立つたり(きつと)するだろうような道理をも、(つまり)この世の末の、昔からなりゆく道理の、宗廟社稷の神がご照覧になる様をお分かりにならずに、浅はかな御処置だと承知する。物の道理、吾が国のなりゆく様は、こうしてこそしつかりとは(きつと)落居するだろうことだ。

法門の十如是の中にも、如是本末究竟等ということ(があり、それと同じ)だ。必ず昔と今は返り合つて(おり)、外見は昔と今なので変わ(つてい)るようだけれども、同じ筋に返つて持ち堪えることなのだ。大織冠(鎌足)が入鹿をお討ちになつて、世はしつかりと遮悪持善の理に適つたのだぞ。今またこの定めになるべきだ。このようにこそしつかりと君臣合体で(きつと)素晴らしいだろう。

(1) 「民ハ正直ナル將軍ノイデキテ」、中島訳は「民は正直な將軍が出て来て」とし、赤松註は「朝廷の支配組織の一員である臣ではなくて支配対象の人民のなかから出

た、しかも正直な將軍。ことによると「民」は「武」の誤記か」とし、大隅訳は「民は心の正直な將軍が出てきて」とし、石田訳は「民から正直な將軍がでてきて」とする。

前後の文で民は問題になつておらず、また「民ハ」を民からの意に解することも困難である。直後の文で「文武」が言われているため、ここは「民」を武の誤字と見るべきであろう。「武士將軍ヲウシナイテ、我身ニハヲソロシキ物モナクテ」(本巻、三四〇頁)とあるように慈円は、横暴な武士を統制できる者は將軍だ、と考えていた。

(2) 「カ、ル將軍ノカクイデクル事ハ大菩薩ノ御ハカラヒニテ、文武兼ジテ威勢アリテ世ヲマモリ君ヲマモルベキ撰録ノ人ヲマウケテ、世ノタメ人ノタメ君ノ御タメニマイラセラル、ヲバ、君ノエ御心得ヲハシマサヌニコソ。コレコソユ、シキ大事ニテ侍レ」↓補註六

(3) 「陽成院御事テイナランタメナドコソ、イヨくメデタカルベケレ」、中島訳は「陽成院の御状態であろうがためなど、いよく結構だ」とし、赤松註は「テイナランタメ」を「などのようなことになるため」とし、大隅訳は「昭宣公基経が陽成天皇を退位させて世を守つた例などのようなことになるためには」とし、石田訳は「陽成天皇のような御事態にならないためであれば」とする。赤松に従うべきであろう。または大隅に従い、「タメ」の下にシを脱していると見るべきか。

(4) 「サル君ハ又ヲボロゲニハヲハシマスマジ」、中島訳は「そのような君は又い、加減の事ではおられまい」とし、赤松註は「りつばな君ははつきりしない状態のままでおられまい。本性を現わずに相違ない」とし、大隅訳は「そういう天皇はあるかなきかの状態におさまつてはおられまい」とし、石田訳は「そのような君は、またはつきりしない状態(そのまま)ではおられまじまい」とする。穿鑿の嫌いがあり、従い難い。

(5) 「太神宮・大菩薩ノ御心ニテコソアララズレ。コノ道理ハスコシモタガウマジ」、中島訳は「太神宮・八幡大菩薩のお心であろう。この道理は少しも違ふまい」とし、大隅訳は「そういう天皇を強く後見するのは、太神宮・八幡大菩薩の御心であるうし、この道理はまったくそのとおりであろう」とし、石田訳は「断じて太神宮・八幡大菩薩の御心にならぬであらう。この道理は少しもたがう筈はない」とする。大隅に従い、この二文は繋げるべきであらう。

(6) 「一定」、中島訳と大隅訳、石田訳は「通り」「とおり」とし、赤松註は「真理。二十年後に頼経が国の政治を動かす武士を押えることを予言する」とする。三寅は將軍であるため、国政を動かすという表現は適当でない。また、武士を統制するといふだけであれば、鎌足による入鹿誅殺の故事と合致しない。慈円は当時、排除すべき奸臣が朝廷にいるため、鎌足が中大兄皇子と協力して入鹿を討つたように、成人した三寅が懐成親王と協力して奸臣を除くべきだ、と考えていたのでないか。↓補註七

君による撰録の敵視

やはり不十分ながらこの世の様を拝見すると、(君は)撰録の臣として表面は用いるとのことで(ありながら)、(心の)底では奇怪なものにお考えになって処遇して、近臣は撰録臣を讒言する(こと)を君の御意に叶うことと知って(繰り返し、それを聞き入れて君が)世を失われることは、申しても申しても言いようの

(三四五頁、中島本六二八―三二頁、大隅訳四〇八―九頁、石田訳一三一―二頁) ない僻事だ。

これ(主人と後見が仲違いすべきでないこと)は、(君と撰録だけでなく)内々の小家の家主と分相応な後見(に至る)までただ同じことだ。¹⁾なのに(今の君臣関係は)、分相応分相応な後見と主人とがしっかりと相思している人の家のように、治まりのよいこと(になつて)は(い)ないのだ。²⁾況して文武兼行の大織冠(鎌足)の苗裔と、国王の御身で不和の間柄で、互いに心を隔てているようなことは、冥顕、首尾、始中終、過現当(など)いろいろな道理があるけれども、少しばかりも事の道理に適う道があるだろうか(いや、適いはしない)。

ああ、ああ、「この道理こそは、どうあつても後世には(仏神が)しっかりと(きつと)作つていくだろう」と、以前から心得て秘めていた。³⁾なのに(つまり仏神の作つた道理があるのに)、どのように言つても叶わないだろうことだな、「世の末に世の中は穏やかでないだろう」という(別の)道理の方向へ、(天下が)ふつと移り移りするのだ。それに加えて悪魔邪神は(天下を)しっかりと悪くしようと取り扱ふところに、時運がそうさせるので、また三宝善神の化益が(きつと)力及ばなくなるのだろうと(思われる)。事が出てきては衰え衰えしていつて、このように世の末ということになり下るのだぞ。

その仔細は、時の君が「強く煩わしい(ほどに優れた)撰録臣をいなくしたい」とお考えになる御心が、世の末頃にはますます強く出てくるのだ。この僻事が大変な大問題なのだ。⁴⁾それに加えて文武兼行の撰録臣で、剛強でどうあつても振り回すことのできそうにない(者)が出てくるように(なつたとしても)、君の御意に叶わないことが何事かあるだろうか(いや、そのような撰録が出てきて君に不都合はないはずだ)。(しかし末世の君はこのことをお分かりになら

ないので)ここで世は(きつと)損なわれるのだ。この道理をくれぐれも君がお考えになり悟つて、この御僻事は全く

(三四六頁、中島本六三二―二頁、大隅訳四〇九―一〇頁、石田訳一三二―四頁) あるべきでない。

(1) 「コレハ内々小家ノ家主、随分ノ後見マデタゞヲナジコトニテ侍也」、同趣の文に「スコシモ分(二)主トナラン人ハ、国王ヨリハジメマイラセテ、人ノヨシアシラミシリテメシツカイヲハシマス御心一ツガ、ヤスカルベキ事ノ詮ニナル事ニテ侍ナリ」(本巻、三四二頁)がある。

(2) 「ソレガ随分(二)ノ後見ト主人トヒシトアヒ思ヒタル人ノ家ノヤウニヲサマリヨキコトハ侍ラヌ也」、赤松註は「ソレガ」「ヲサマリ」をそれぞれ「国政をさす」「落ち着き」とし、大隅訳は「しかし、国のこととなれば、それぞれ分相応の後見役と主人とが一つの心にびつたりと一致している人の家のように、おちつきがいいというわけにはいかない」とし、石田訳は「それぞれの身分身相応の後見役とその主人とがしっかりと思合っている人の家ほど、治まりよいものはないのである」とする。

「ソレガ」を赤松と大隅のように国政がの意に解することは困難である。また「随分(二)」「侍ラヌ也」は、石田のように理想を言つたものと解するのでなく、好ましくない現状を言つたものと解すべきであろう。

(3) 「ゴノ道理ゴソ、イカニモ(二)スエニハヒシトツクリマカラズラメトゴソ、カネテヨリ心得フセテ侍レ」、赤松註は「スエ」「マカラズラメ」をそれぞれ「末世」「行くであろう」とし、大隅訳は「わたくしは、このように誤つたことが行なわれるようになるという道理こそが、世の末には何ともしつかりと世をつくつていくであろうと、かねてから心の中でひそかに理解していた」とし、石田訳は「この〔治世の君と撰録の臣が不和の仲になるという〕道理は、いかにもいかにも世の末にはしつかと作られて行くだろうと、私はかねてから十分理解していた」とする。

このやや前で「大織冠ノ入鹿ヲウタセ給テ」「大織冠ノ苗裔」とあつて古の鎌足について言及されており、また直後の文の頭に逆接の接続詞「ソレガ」がある。そのため、「スエ」は後世の意に解すべきであろう。言うところは、君臣合体という神代以来の道理を仏神は後世ますます鞏固にするだろうと秘かに考えていた。

(4) 「時ノ君ノツヨクウルサキ撰録臣ヲアラセジバヤトヲボシメス御心ノ、世ノ末ザマニハイヨ(二)又ツヨクイデクルナリ。コノヒガ事ノユ、シキ大事ニテ侍也」↓補註六

君臣の道

「君は臣を立て、臣は君を立てる」という理がしつかりとあるのだぞ。この理を、この日本国を昔から定めている様と、またこの道理によって先例がくつきりと見える(こと)と、これ(らのこと)を一つ一つにお考えになり合わせて、(日本国や先例との関係だけでなく)道理(そのもの)さえをもお心得抜きになったならば素晴らしいだろう。

遠く(の時代で)は伊勢大神宮と鹿島の大明神とが、近く(の時代で)は八幡大菩薩と春日の大明神とが、昔(も)今(も)しつかりと議定して世をお保ちになるのだ。(仏神が)「今(撰錄家の者は)文武兼行して君の御後見するべきだ」と、この末代、ああ移りこよう移りしていつて、このように定められたことは明らかなことだぞ。

それに加えて漢家のことは、ただ要点には、その器量の一事が極まっている(者)を選んで、それ(器量があり選ばれた者)が(当時の王朝を)打倒して国王となることと定めている。(これと異なり)この日本国は初めから王胤は他に移ることがない。臣下の家もまた(仏神が)定め置かれた。(遠い昔から)そのまま、どのようなことが出てきても今日まで違わない。百王が今十六代残っているうちは、この様は全く違いはしないだろう。ここでこのような文武兼行の執政を作り出して、宗廟社稷の神が参上させられたのに、憎み嫉みお考えになつては、君は君でいらつしやられなくなる(つまり廢位される)だろう。

日本にも臣が君を立てる道がつくづく二つあるようだ。一つにはまず清盛公が後白河院を悪いとし(嫌い)申し上げて、その御子(高倉院)、御孫(安德院)によつて世を治めようとしたやり方、木曾(満仲)がまた(法住寺での)一戦に勝つて、

(三四七頁、中島本六三二〜四頁、大隅訳四二〇〜二頁、石田訳一三四〜六頁)君(後白河院)を押し込め申し上げた筋、このやり方は「君を立てる」とは言いようがないけれども、(二人の)武士の心の底に(あった目的は)、世を統治なさる君を改め申し上げる(ということな)のだ。

なので、(一口に「君を立てる」と言つても)世を乱す向きで立て申し上げ(る

のと)、世を治める向きで立て申し上げる(のと)、二つのやり方(がある)のだ。乱す向きは謀反の意味だ。それは成功する道がない。もう一つの国を治める筋で立て申し上げるのは、昭宣公(基経)が陽成院を(位から)降ろし申し上げて小松の御門(光孝)を立て申し上げ、永手大臣が百川宰相と二人で光仁天皇を立て申し上げた(こと)、武烈がお失せになつて継体天皇を臣下たちが捜し出し申し上げた(こと)、これらは君のため世のために(したことで)、間違ひなく「この君は悪しくてお代わりになるべきだ」と、その道理は定まつた。

この君(継体³)が出てきなさつて、「この日本国は始めから終わりまで素晴らしいだろう」という道理がしつかりと定まつたので、これによつて神明が(冥(然)とは御処置あるに代わり申し上げて、(永手や百川などの)臣下が君を立て申し上げたのだ。なので、その通りにこの御門(継体)の末裔こそが(以後皇位を)みなお継ぎになつて、今日までこの世は持ち堪えられている。くつきりとこの二つの(臣が君を立てる)やり方はあるのだぞ。

それに加えて今この文武兼行の撰錄が(きつと)出てくるだろう(こと)を、ともすると君がこれを憎むような御心が出てきたならば、これが日本国の運命の尽きになつてしまふ、と悲しいのだ。この撰錄臣は、どうあつても君に背いて謀反の心が起こつたりしないのだ。ただ少し強面で(きつと)侮り難いのだろう。

(何れにせよ、君は)それをひたすらに、事に臨んで⁴

(三四八頁、中島本六三四〜六頁、大隅訳四二二〜三頁、石田訳一三六〜七頁)道理によつて万事を行われるべきだ。ひたすらに天道に任せ申し上げて、(もし)無道に事を行えば冥罰を待たれるべきだ。(もし)末代頃の君が、専ら御心に任せて世をお行いになつて問題が出てきたならば、百王までをすら待ち付けずに世は(きつと)乱れるだろう。(君は)ただ(撰錄に)憚らず、理に任せて仰せ含められて御覧になるべきだ。

(1) 「コ、ロヘトヲサセ給ヒナバ」、赤松註は「コ、ロヘトヲサ」を「理解し、それをやりとげる」とし、大隅訳は「道理を理解なさり、その筋を通されさせましたならば」

とし、石田訳は「完全にお心得なされたならば」とする。石田に従い、ここでの「トヲサ」は実行でなく貫徹の意に解すべきである。

(2) 「世ヲ治メントセシ」、中島訳は「世を治めた」とし、大隅訳は「世を治めようとした」とし、石田訳もほぼ同じ。このやや後にも臣下を主語としているらしい「世ヲ治ル」「国ヲ治ル」(三四八頁)という表現があるが、これらは例外と言ってよい。これら三箇所のヲサムは理治させるという使役の意か、または收拾するの意かも知れないが、今はすべてそのまま治めると訳した。後考を待つ。

(3) 「コノ君イデキ給テ、コノ日本国ハ始終メデタカルベシト云道理ノヒシトサダメリシカバ、コレニヨリテ神明ノ冥ニハ御サタルニカハリマイラセテ、臣下ノ君ヲ立マイラセシナリ」、中島註は「コノ君」を「光孝・光仁・継体等をさす」とし、赤松註は「コノ君」を「継体・光仁・光孝天皇らをさす」とし、大隅訳は「これらの天皇が位をお継ぎになれば、この日本国は常に立派に治まっていくであろうという道理がしっかりと定まっていたから、その道理によって神々が眼に見えない世界で御指図をなさるのに代わって、臣下が君をお立てしたのである」とし、石田訳は「この(彼らによって立てられた)君が出て来られて、この日本国は結局は立派になるだろう」という道理がしっかりと定まったから、これらの道理によって神が冥に御処置なされるのに御かわり申し上げて、頭に臣下が君をお立て申し上げたのである」とする。

全体として石田に従うべきであるが、「コノ君」は継体帝だけを指すと見、また「コレニヨリテ」はこの道理によってでなくこの道理が定まったことでの意に解すべきである。言うところは、日本最初の悪王である武烈帝の崩御は仏神の冥然たる処置によるものであり、次代の継体帝が即位したことで、日本は悪王が現れても必ず排除されて永遠に安泰だという道理が確定したので、以後悪王が現れた時は仏神が冥然と処置するのでなく臣下が頭然と君を立てることになった。

(4) 「一同二」、中島本は「一向二」に作り、赤松註は「文明本「一同二」「一向二」の誤記か。「道理ニヨリテ」にかかる」とし、大隅訳は「ひたすらに」とし、石田訳は「一途に」とする。やや後の文で君の専制が誠められているため、一心同体に意にも解されるが、後の「一同二」(三五二頁)は明らかに一向二の意であるため、ここもそう解すべきであろう。

冥衆の常在

そう(君と撰家將軍が合体)してこそこの(今の)世は暫くでも(きつと)治まるだろうと(いうことは)、しっかりと「これは神々の御計らいがあつて、このように処置しなされたことだ」と、明らかに心得られるので、(君は)是非とも神明の御計らいの定めに相適つて、お考え計らつて、世を治められる

べきだ。「冥衆はいらつしやらない」などと言うのは、強いて(言えば)酷い時に(冥衆を)恨み申し上げて人が言う言い草だ。本当に劫末までも冥衆がいらつしやらない世は片時もないだろう。況して、このように道があるように人が物を計らい思う時は特に(冥助が)新たかだ、と(末代である)現在も思われる。

これは(対象を)切り詰めてこの將軍のこと(だけ)を言うようなのは、(たまたま)このような(撰家將軍の出現という)ことが現在あるので、それに頼つて言うだけのことだ。この意味は、ただ常に常に(たとえ)別の將軍であっても、この(理由なく將軍を憎んだりしてはならないという)趣旨を心得て世の中を君がお保ちになるべきだぞ(ということだ)。

將軍が謀叛の心が起こつて運の尽きるような時は、また易々と(きつと)失うだろう。実朝の失せ方で心得られよう。平家の滅び方も(この道理が)明らかだ。これは、將軍が内にも外にも過たないのに、(君が)理由なく憎まれる(三四九頁、中島本六三六〜七頁、大隅訳四一三〜四頁、石田訳一三七〜八頁)ようなことは(きつと)悪いだろう(という)仔細を細かに言うのだ。

この筋(つまり君が理由なく將軍を憎むこと)は悪しき男女の近臣が(きつと)引き出すだろう。ここをお分かりになるようなことが要点なのだ。これ(この書)はとんでもないことなどを書き付けてしまったものかな。(私は)これを書く人の身でありながらも、(これが)自分のすることとは少しも思われなないのだ。言いようがない、言いようがない。ああ、(もし今が大昔のように)神仏が物仰る世であれば、(自分が書き付けた内容について)問い申し上げたいものよ。

世の継ぎ目

それにしてもまあ、この世の変わりの継ぎ目に生まれ合つて、世の中が目の前で変わつてしまうことを、こうくつきりと見ることは、非常に感慨深くも酷くも思われる。人は十三、四(歳)までは、そうは言つてもやはり子供らしい年頃だ。十五、六(歳)くらい(の年頃)は、心ある人はみな何事でも弁え知られることだ。(私はその十五、六歳からの)この五十年の間、これ(世

の中)を見聞きするに、なべてどうしようもなく世から(優れた人が失せきつて)いるのだ。その人が失せゆく継ぎ目(について)は、どうにも言いようがないけれども、不十分ながら、全くこの(今の)世の人が心得知られるだろ(う)切っ掛けがないので、思い出して言い加えるのだ。

今の世の風儀(はい)つからかと(う)と、(それは)は(最初の撰録となった)忠仁公(良房)の以後を言うべきだろうか。それはやはり(寛平以前なので)上代だ。(中古である)一条院(3)の四納言の頃は(凄)いこと(の)ようだ。僧もその時に当たって、弘法(空海)、慈覚(円仁)、智証(円珍)の末流なども、仁海、皇慶、慶祚などがいた。

僧俗の有り様に、少しばかりその(優れた先人の)風儀が塵(ちり)く(ら)い(づ)つでも残っているかと思(わ)れるのは(いつ)までか(と)言(う)と、(すべてを)一纏(ひと)めに(せず)その家(を)調(と)べる(べき)で、(まず)は(撰)録

(三五〇頁、中島本六三七〜四一頁、大隅訳四一四〜五頁、石田訳二三八〜四〇頁)臣(の)その身(の)身、次(には)その庶子(たち)の末孫、源氏(の家)々、それ(以下)の諸大夫(たち)の(い)る(中)で、この(今の)世(の)人(は)白河院(の)御代(を)正法(つまり理想)として(い)る(のだ)。なる(ほど)その通(り)だ、その通(り)だ。(白河院(の)御代(こそ)は)退位(の)御門(の)御世(つまり院政時代)に成(り)変(わ)る(継)ぎ目(だ)。白河院(の)御世(に)いた(だ)ら(う)人(は)近頃(まで)いた(ので)、(今の)人(も)これ(を)心(得)る(だ)ら(う)。

一条院(の)四納言(の)末裔(も)白河院(の)初め(までは)、(大体)同(じ)く(ら)い(の)こと(だ)った(が)、(それでも)段々(と)器量(が)薄(く)な(っ)て(い)る。⁽⁵⁾白河院(御脱履)の(後)に(器量(が)それ(まで)より)も(大)きく一落(ち)一落(ち)下(る)け(れ)ど、(やはり)また(優秀)で(その(父祖)の)跡(に)違(わ)な(か)つた。⁽⁶⁾

後白河院(の)御時(にな)つて、一(の)人(は)法性寺殿(忠通(が)おり)、一(の)人(の)庶子(の)末裔(は)花山院忠雅、また(経)宗、伊通相国(が)おり)、閑院(家)には(最近)だと(公能)の子(三人(である)) 実定、実家、実守(が)おり)、公教(の子)三人(である)実房、実国、実綱(が)おり)、公通、実宗(父子(が)おり))、(藤氏)は(これ(ら)まで)また(源氏)には(雅通公(が)おり))、諸大夫(には)顕季(の)末裔(は)隆季、重家(が)おり)、勸修寺(家)には(朝方、経房(が)おり))、日野(家)には(資長、兼光(父子(が)いた))。これ(ら)は、見聞(き)きた(人)々(は)、これ(ら)ま(で)は「塵(ちり)く(ら)い(昔)の(気)風(は)あ(っ)たよ

うだ」と、その家々の粗方の器量(について)は(思)わ(れ)た。

(1) 「コノ五年ガアイダ」、村岡典嗣は「当然五十年の誤記であらねばならぬ、随つてこの一段は、十五六歳後の事となると人は弁へ知るものである。自分も過去五十年の記憶をたどるに云々といふことである」とする(「愚管抄考」「初出1927」、『日本思想史研究』増訂、岩波書店、1940、三三頁)。先行訳註も同じ。従うべきである。

(2) 「今ノ(世ノ)風儀ハ忠仁公ノ後ヲ申ベキニヤ。ソレハ猶上代ナリ」、忠仁公良房が最初の撰録であることについては、卷第三(一五二頁)参照。また、慈円にとつて宇多朝の寛平までが上古上代であったことについても、同卷(一六六頁)参照。

(3) 「一条院、慈円にとつて醍醐村上両朝の延喜天曆からが中古であったことについては、卷第三(一六六頁)参照。

(4) 「正法」、中島註は「正しい教法」とし、赤松註は「仏教の正しい教法。愚管抄では日本国の政治のあり方に関していい、上古・上代と関連させる」とし、大隅訳は「正法(日本国のあるべき姿が行なわれること)」とし、石田訳は「正法」とする。

(5) 「一条院ノ四納言ノスヘモ白河院ノハジメマデハ、ヨナジホドノコトノ、ヤウウウスケナルニテコソアレ」、赤松註は「スヘ」「ヨナジホド」「ウスケ」をそれぞれ「子孫」「才能が同じ程度」「弱い」とし、大隅訳は「一条天皇の御代の四納言の子孫も、白河院政のはじめまでは昔と同じように活躍していたが、しだいに影が薄くなつていった」とし、石田訳は「一条天皇の御代にいた四納言の子孫も、白河院の初め(白河天皇のころという意か)までは、昔と同じ程度(の)風儀」で、それがだんだんうすくなつていったものであった」とする。大隅訳と石田訳では、白河院の初めまでは全く同じでそれより後に薄くなつていった、ということになる。そのような解釈は慈円の歴史思想と合致しないため、従い難い。

(6) 「白河院御脱履ノ後一ヲチクダレドモ、猶マタソノアトハタガハズ」、関連する文に「イヨウコレヨリ後、当時アル人ノ子孫ヲミルニ、イサ、カモヲヤノアトニイルベシトミユル人モナシ」(本巻、三三〇頁)がある。

葉室光頼についての非難と擁護

(それらの)中(の)非(難)などは(論)外(だ)。⁽¹⁾光頼(大納言(つまり)桂(の)入道(として)当時)あ(っ)た(人)こそ(は)、末代(で)群(を)抜(いて)人(に)誉(め)ら(れ)た。二(条)院(の時)は、「世(の)事(を)ひ(た)す(ら)に(処)置(せよ)」と(い)う(仰)せ(が)あ(っ)た(の)に、す(っ)か(り)辞(退)し(て)出(家)し(て)し(ま)つ(た)こ(と)は、本(当)に(善)か(つ)た(の)で(は)な(い)だ(ら)う(か)。⁽²⁾

ただし、「諸大夫の光頼が」大納言になつたことは(前例)が(なく)不(審)だ。諸

大夫の大納言は光頼に始まった」などと人に言われるようなほどだ。⁽³⁾（そういうことを言う人は）「このような人（諸大夫の光頼）」

（三五二頁、中島本六四一―二頁、大隅訳四一五―七頁、石田訳一四〇―一頁）は（大納言に）ならずについてほしい」などと（きつと）思うのだろう。昔は諸大夫でいろいろと器量のある士を処置（つまり拔擢）はしなかった。そのような頃（昔）については異論がない。久しくこのような位階俸禄が定まって、「諸大夫の大納言は光頼に始まった」などと（忌々しく）言われることは、（光頼のような）上等の賢人が言われるべきことではないのだぞ。（昔であればともかく）末代にこの非難は度を超えている。（光頼は）疑いなく善く認められた者だ。

この（後白河院の御時の）人々の子たちの世になつては、さつぱりと、生まれ付きから父祖の器量がこれっぽちもなく、孫たちになつては現在いる人々なので、あれこれ善き人とも悪しき人とも言うに足らない（つまり善くないと分かりきっている）ことだ。

（1）「中ノ難ドモハサタノ外ナリ」、中島註は「難」を「欠点」とし、赤松註は「中ノ難」を「内部で行われている非難」とし、大隅訳は「それらの中で交された非難などについては論外である」とし、石田訳は「中ごろの欠点は（全くひどく）問題外である」とする。この「難」は、直後の「末代ニハコノ難ハアマリ也」の「難」と同義でなければならぬ。

（2）「二条院時ハ、世ノ事一同ニサタセヨ」ト云仰アリケルヲ、フツニ辞退シテ出家シテケルハ、誠ニヨカリケルニヤ」、赤松註は「一同」を「文明本「二伺」「一向」の誤記か」とする。一向の誤記であろう。↓補註一

（3）「タマシ大納言ニナリタルコトコソヲボツカナケレ。諸大夫ノ大納言ハ光頼ニゾハジマリタリ」ナンド人ニイハルメラマデ也」、中島本と大隅訳、石田訳も同じ箇所を鉤括弧で括る。しかし、「大納言ニナリタルコトコソヲボツカナケレ」という不審を地の文とすると、慈田が光頼の任大納言を苦々しく思ったことになり、文脈に合わない。「大納言ニナリタル」以下が世評だと見るべきである。

人の欠点と過多

そうしてまた一の人は四、五人まで並んで出てきた。その中で法性寺殿（忠通）の子たちが摂政になられた中で、中の殿（基実）の子（である）近衛殿（基

通）、また松殿（基房）、九条殿（兼実）の子たちには（松殿）師家、（九条）良経だ。

父殿で三人（基通、基房、兼実）の中で、九条殿は社稷が心に染みていたからだろうか⁽¹⁾（その子孫には優れた人がいるけれども）、（兼実の）兄一人（基通、基房）の子孫には、（優れた）人と思われる器量は一人もいない。「松殿の子で家房といった中納言は善いのではないか」と聞こえたのに、卅（歳）にも及ばずに早世してしまった。

九条殿の子たちは昔の気風に連なつたのだろう⁽²⁾、三人（良通、良経、良輔）まで様々に尋常でなくこの（今の）世の人に誉められた。良通内大臣は廿二（歳）で失せてしまった。（しかし今でもその）名声は人口にある。良経はまた執政臣になつて、（兄良通と）同じく能芸が群を抜いていた。詩歌能書は昔に恥じず、政理公事は父祖（の跡）を継いだ。左大臣良輔は「漢才が古今に比類ない」とまで人は思っていた。卅五（歳）、正しくは卅四歳で早世。このような（三五二頁、中島本六四三―六頁、大隅訳四一七―九頁、石田訳一四一―三頁）人たちの若死によつて、世の中はこうなのだろうと知られよう⁽³⁾。ああ悲しい、ああ悲しい。

今、良経（つまり）後の京極殿の子で左大臣（道家）がただ一人残っているだけで、（兼実の）異兄異兄の子息は一通りで（誰を選ぶべきか）迷うだけだろうか⁽⁴⁾。その他、家々に一人も取るべき人はいない。諸大夫家にもさつぱりと人もいないのだ。職事弁官の官の名だけは昔（と同じ）だけれど、適任者はいないようなものだ。たまたま（適任者が）いたとしても、（すでに）出家入道（している）とだけ聞こえる。（穴を）掘つて捜せば三、四人くらいは出てくる人もいるだろう⁽⁵⁾けれども、なべて人を捜すことができこそ、（つまり人が十分に）いて（世を）捨てられてしまうようこそ、心強くも聞こえるだろう⁽⁶⁾。なのでこれはどうしたものだろうか、この人のなさを。この（今の）中に実房は左府入道となつて生き残っているが、ただこの（今の）世の人の（ように）低俗な）心になつているとかい。

僧中には、山（門）には青蓮院座主（行玄）の後は、少しばかりも（昔の人のような）気風があるような人はいない。（今や行玄が）失せて後、六十年を多

く超えている。寺(門)には行慶、覚忠の後、また(優れた人がいるという評判は)さっぱりと聞こえない。東寺には、御室(仁和寺)には五宮(覺性法親王)までだ。東寺長者の中には、寛助、寛信などという人は(善い評判が)聞こえた。盛期には理性(房賢覚)、三密(房聖賢)などは名声があつた。南京の方面には、惠信法務が配流された後は、誰か(優れた人がいる)などと言うことができるだろうか(いや、できない)。基準にも及ばない。(興福寺)覚珍は悪しくも聞こえない。かえつて現在法性寺殿の子で残っている信円前大僧正は、(器量が)上等な人の(7)気風にも(きつと)なるだろう。また慈円大僧正は(信円の異母)弟だから(兄を捨てて遁世せずに)山(門)には残っているのだろうか。

(三五三頁、中島本六四六〜八頁、大隅訳四一九〜二〇頁、石田訳一四三〜四頁)

なので、これはどうすべき世なのだろうか。この人のなさを思い続けると、無駄に鬱々と心もなつて、期待すべきことも心強くないので、今は臨終正念で早く早く頓死をしたいものだとのみ思われる。

この世の末に、鮮明に「ああ、酷い」と見えて、「こうだから(つまりこれが原因で酷く)なつたのだ」と思われる徴候には、撰録を経た人が四、五人、四、五人連なつて葛のようであることだ。これ(撰録)は前官として一人いるのでもやはり稀有な職などなのに、幼児が歌つて舞う(流行)詞にも、九条殿の撰政の時は、「入道殿下(基房)、小殿下(師家)、近衛殿下(基通)、当殿下(兼美)」と言つて舞つた(ほどだ)。それに加えて(その後)良経も撰政にまたなられてしまつたので、五人になつてしまつた。

天台座主には慈円、実全、真性、承円、公円と五人いるようだ。奈良(興福寺別当)には信円、雅縁、覚憲、信憲、良円がいた。信憲も(師の)覚憲が生きていたのに(別当に)なつたのだろうか(正しくは覚憲死後)。

十大納言、十中納言、散三位は五十人にも(きつと)なつてしまふだろう。僧綱には正員の律師が百五、六十人になつてしまふだろうか。故院(後白河)の御時、(法橋の多さを)「百法橋」と言つて呆れたことの(何という)慎ましさよ。僧正は故院の御時まで五人には過ぎなかつた。現在、正僧正は一度に五人出てきて十三人もいるだろうか。前僧正もまた十余人いる。衛府は数えられないほどだから、あれこれ言うに及ばない。

「官が人を求める⁽⁹⁾」ということとは、(今や)言い出すべきことでない。(それより劣る)「人が官を求める」(できえ)も今は失せてしまつた。(朝廷が)「成功、成功」とやはり(人を)求めるのに、(応募)しようという人はいない。なので(献財が予定の)半分にも及ばないのに(売官)する(こと)を、

(三五四頁、中島本六四八〜九頁、大隅訳四二〇〜二頁、石田訳一四四〜六頁) 凄い(こと)として今は(評価)しているとかいう⁽¹⁰⁾。

それに関連して、この官位のこととはこのようだけれども、そのようにあることなのだ。また世の末の手下とも思われる。大体、心ある人のなさこそは言つても言つても(とにかく)悲しい。

こうなので(つまり一人の人になつた人がこうも多いので、一人の子の(何という)多さよ。この慈円僧正が座主になつた(時)までは、山(門)には昔から数え(るに)都合よく、撰録の家の人で座主になつたのは、飯室の僧正尋禅と、仁源、行玄、慈円と、ただ四人ということだつた。現在は山(門)だけでも、一人の子は一度に並んで出てきて十人をも(きつと)超えているだろう。寺(門)、奈良、仁和寺、醍醐と四、五十人をも(きつと)超えているだろう。一度に撰録臣が四、五人まで前官のまま並んでいるようでは、(五十人をも超えるのは)道理だろう。

また宮たちは入道親王といつて、(嘗ては)御室の中にも稀有だつたのに、(今は)山(門)にも二人並んでいらつしやるようだ。新院(王御門、当今(順徳)、また二宮(守貞親王)、三宮(惟明親王)の御子などといつて数知らず、幼い宮々は「法師、法師に」と師たちのもとに宛がわれるようだ。『世滅松⁽¹¹⁾』に聖徳太子がお書き置きになつた(内容)も、感慨深く、しっかりと(現状に)適つて見える。

これを「昔(よく)治まっていたのは、なので人の子を儲けなかつた(からなのか)」と、世に疑う人は(きつと)多いだろう。よくよく心得られるべきだ。昔は(子を儲けなかつたのではなく)国王の御子御子が多いけれど、みな姓を下賜なさつたただの大臣公卿にもなさるので、(国王の御子たちでさえそうなのだから、況して)親王たちの御子も(そうなきつたことは)論じるに及ばない。一人の子も、「家を継いで撰録に(きつと)しよう」と思わない(その)他は、

みなただの凡人として振る舞わせて、朝家に仕えさせ

(三五五頁、中島本六四九〜五四頁、大隅訳四二二〜三頁、石田訳一四六〜七頁)

られた。それ以下の人の子も、相当の人物(にきつとなる)だろう子を選び出すけれども、そうでない(子)はただ愚かしく這いまわって済み済みするの(世に)ある(つまり残る)人はみな善くて、(しかも数が少ないから)持て余す(こと)もない⁽¹²⁾。

(ところが)今の世には宮も一の人の子も、またそれ以下の人の子もあたかも宮(のような)振る舞い、撰録の家嫡(のような)振る舞いで、それ以下も「善い親のようにさせよう」と、(出来の)悪い子たちを(他家に養子として)宛がって、この(養い)親(養い)親が(出来の悪い子を)選び出すので、こう(淘汰されず人が多く)なるのだろう。また僧の中にも、その所の長吏を経てしまうと、また「自分は)その門徒だ、門徒だ」と言つて、出世の師弟は世間の父子(のようなもの)なので、「自分も、自分も」と(増えていく)その分派の(何という)多さよ。

なので「人がいない」とは、どう考えても「そうあるべき(つまりその任に就くことになっている)人の多さこそ(が問題だ)」と言わなければならない。「有りて亡きが若し」、「名有りて実無し」などという(逆説のような)詞を人が口に任せて言うのは、ただこの(ような時)のためだろう。

- (1) 「九条殿ハ社稷ノ心ニシミタリシカバニヤ」↓補註五
- (2) 「九条殿ノ子ドモハ昔ノニホヒニツキツベシ」↓補註五
- (3) 「カヤウノ人ドモノ若ジニ、テ世ノ中カ、ルベシトハシラレヌ」↓補註四
- (4) 「人カタニテマヨフバカリニヤ」、中島註は「人カタニテ」を「人形にて」かとし、赤松註は「人の形をしているだけで、だれを選ぶかとなると迷う」とし、大隅訳は「人のかたちをしているだけであるから、誰を選ぶかとなると迷うばかりのようである」とし、石田訳は「人間の形をしているだけで迷うばかりであろうか」とする。人形の意に解すると文の流れがやや不自然になるため、ここでは一方の意に解した。
- (5) 「ホリモトメバ三四人ナドハイデクル人モアリナン」、関連する文に「コレエリテマイラスル人四五人ハ一定アリヌベシ」(本巻、三五八頁)がある。
- (6) 「スベテ人ヲモトメラレバコソハ、アリテステラレタランコソ、タノモシクモキ

コエメ)、中島註は「人ヲ」「アリテ」をそれぞれ「人材を」「世に在って」とし、赤松註は「人ヲ」以下を「すぐれた人を探し出されることがあつてこそ、この世にあつて用いられないことも楽しく思われる」とし、大隅訳は「一般にすぐれた人を探し求められてこそ、この世にあつて用いられない人があるということもたのもしく思われるのである」とし、石田訳は「すべてに人物を探す際には、あり余つて棄てられてこそ、頼もしく思われるであろう」とする。先行訳註はステルを君などが人を用いないの意に解するが、人が世を捨てて出家するの意に解すべきであろう。言うところは、優れた人を見付けることができる、つまり有り余つている時に優れた人が世を捨てるようであつてこそ心強い。↓補註二

(7) 「上ナル人」、中島註は「貴族」とし、大隅訳は「身分の高い人」とし、石田訳は「上の身分の人」とする。文脈に合致しないため、ここでは器量について言つたものと解した。

(8) 「ヤサシサヨ」、中島註は「はずかしさよ」とし、赤松註は「恥ずかしい」とし、大隅訳は「恥ずかしさよ」とし、石田訳は「おやさしいことよ」(今はそれどころのさわぎではない)とする。石田に從うべきであろう。

(9) 「官人ヲモトム」、「ヲサマレル世ニハ官人ヲモトム、ミダレタル世ニハ官ヲモトム」(本巻、三四〇頁) 参照。

(10) 「半ニモヲヨバデナスライミジキニ今ハシタルトカヤ」、中島註は「求めた人の半分にも及ばないで任じるのを、結構としたのに、今は全部任じたとかいうことだ」とし、赤松註は「予定の半分に達しない仕事をするのを特別によいとすることだ」、大隅訳は「予定の半分の献財しかならない者でもよしとして任官させるとかいうことである」とし、石田訳は「献財が半額にも達しないのに、結構なことだと今はしているとかいうことだ」とする。大隅と石田に從い、「ナス」は売官する、任官させるの意に解すべきであろう。また、これは「人官ヲモトメテ」云々(本巻、三四〇頁)とともに解釈すべきであろう。言うところは、人が官を求める乱れた時代には官は献財によって売られていたが、今や状況がより悪化して官を買おうとする者さえ少なくなり、相場の半値以下での売官成立ですら凄いとされている。

(11) 「世滅松」、中島註は「これは誤字があるろう。「滅松」は「滅相」の誤か未詳」とし、赤松補註は「聖徳太子が書きおいた未来記の書名かと推測されるが、今のところ世滅松なる書は発見されていない。天明本は世滅松に注して「本法敷」として、原本には世滅法とあつたかと推測しているが、法よりは相のほうが原字に近いかもしれない」とし、大隅訳は「世滅松」(未詳。書名か)とし、石田訳は「未発見の書。よみ方も不明」とする。解し難い。また、塩見薫は「世滅松二」を世滅法に改めるべきだとする(『愚管抄の校訂——特に傍書「承久二年也」と「世滅松二」について——』、『奈良女子大学文学会研究年報』一、1957)が、従い難い。

(12) 「アル人ハ皆ヨクテモテアツカフモナシ」、中島註は「生存する人は皆よくて、もてあつかにされる者もない」とし、赤松註は「現在あるものは皆よく取扱わない。

「ヨクテ」、河村本「よくそ」とし、大隅訳は「世に出た人はみなしつかりしたよい人であり、もてあまされるような者はなかったのである」とし、石田訳は「世に在る人はみな立派でもてあます者はいなかった」とする。大隅と石田に従うべきである。

(13) 「ワロキ子共アアテガイテ、コノヤヤノ取イダセバカクハアルナルベシ」、中島訳は「わるい子どもをあてがって、この親々が取り出すから、かようにはあるのである」とし、大隅訳は「親たちがよからぬ息子どもをとり出して所々方々にあてがうので、このようなことになるのである」とし、石田訳は「悪い子供を身分の高い人の養子にして、その親(養親)たちがその子を(世の中に)取り出すから、こんなことになるのだろう」とする。「身分の高い」という箇所以外は、石田に従うべきである。

(14) 「人ノ口ニツケテ云ハ」、中島訳は「人の評判にいうのは」とし、赤松註は「人ノ口」を「衆人の評判」とし、大隅訳は「人々が評判に使うのは」とし、石田訳は「人が議論するにつけていうのは」とする。赤松と大隅のように「人ノ口」を衆人の意に解すると、「有若亡」「有名無実」が衆口について言う語ということになってしまふため、従い得ない。

世の直し方

このようなので、ますます緇素はみな(互いに)怨敵であつて、鬭諍が本^①当に堅固だ。貴賤は同じく人がいなくて、言語がすでに道断になつてしまつていようだ。(私はもう)死んでゆく(身を)ので、物の果て(つまりこの書の最後)には問答している(ことの方)が心は紛れるのだ。

問、「なので今は力及ばず、このようにして(世は)決して直らないののだろうか」。

答、「(末代の)分際には(つまり昔と同じようには)いかないが、それでも末代なりには容易に(きつと)直るだろう」。

問、「すでに世は下りきつていいる。人もまたいらないだろう。跡形もなくなつてしまつていようだ。そうなのに「容易に(きつと)直るだろう」とはどうしてか」。

答、「(末代の)分際には」とは、だから言うのだ。間違ひなく易々と直るだろう」。

(三五六頁、中島本六五四〜八頁、大隅訳四二三〜四頁、石田訳一四七〜九頁)

問、「その(きつと)直るだろう仔細はどのようか」。

答、「人は失せたけれど、君と撰籙臣とが御心一つになつて、この(今)いる人の中で、悪いけれどもそうかといつては、僧俗を掻き選り掻き選りして、善いような人を、ただ鳥羽、白河の頃の官の数で召し使つて、その他をばつと捨てられるべきだ。役に立たない者を本當に捨てて見向きすらされなければ、素晴らしく素晴らしく(きつと)直るだろう。「分際に随つて直る」というのはこれ(のこと)だ。(ただし)昔のように人は人がいないので、(完全に昔のようにしたいという願ひは)叶わないだろう。(人を)選り(世をきつと)正すだろう基準が、(今の)世は悪いものの(それでも)よく直つたこの世では(きつと)あるだろう」。

問、「この官の多き人の多きを、どのように捨てようとするれば(きつと)捨てられるだろうか」。

答、「捨てる」というのは、ばつと召し使わず、「そのような(つまり召し使う対象になるような)者が世に在るだろう」ともお考えになつてはならない(ことを言う)のだ。(例えば)陽成院が(廢位されてからも健在で)世にいらつしゃつて、ますますの悪事をおしになつたけれど、(当時の人は)何も言わず聞き入れなかつた(つまり完全に無視した)ので、寛平延喜の世は素晴らしかつた。解官停任にも及ばない(つまりそうするまでもない)だろう。ただ捨てられてしまつて、「本當に、捨てられたような人とは付き合わないように」と、(捨てられずに)選り取られたような人に仰せ含めて、そうしておくべきだ」。

問、「その捨てられた人があまりに多くて、寄り集まつて謀反を起こして(きつと)大問題になる」

(三五七頁、中島本六五八〜九頁、大隅訳四二四〜五頁、石田訳一四九〜五〇頁) だろう」。

答、「武士をこのようにして保たれていらつしやるのは、このためだぞ。少しでもそのような(謀叛の)気色(があれば)どうして(漏れ)聞こえないだろうか(いや、必ず漏れ聞こえる)。(謀叛の気色が漏れ)聞こえるような時、一三人そのような(叛意のある)者を遠流されたならば、さつぱりそのような

心を起こす人もいないだろう」。

問、「この(世が容易に直るといふ詞の)意味は(筋が通っていて)成立する⁽⁸⁾。凄いな。ただし、誰がその人を(きつと)選び取るだろうか」。

答、「これこそが大問題だ。ただし、これを選び申し上げる(だけの器量がある)人は、(いくら)人材が枯渇しているといつても)四、五人は間違ひなく(きつと)いるだろう。その四、五人が寄り集まって、選び取つて(君に)参上させたいような(人)を、君でさえも剛強に動かしたりせず、しっかりとお用いになれば、易々とこの世は(きつと)直るだろう」。

問、「解官しない」とはどうしてか」。

答、「選出されるような人が、八座、弁官、職事くらいになる人がいるだろうとそこそが要所なので、それは(きつと)解官されるだろう。言うまでもないだろう。その他はなるべく無処置であれと(いうこと)だ⁽¹⁰⁾。僧俗(どちらも)官の数の定め(の)程度こそが大問題だけれど、鳥羽院の最中の数が、末代ではよい程度だ⁽¹¹⁾」。

(三五八頁、中島本六五九〜六〇頁、大隅訳四二五〜六頁、石田訳一五〇〜一頁)

(1) 「鬪諍誠ニ堅固ナリ」、釈迦滅後の第五の五百年すなわち滅後二千年乃至二千五百年は鬪諍堅固であり、鬪諍が横行する、という五堅固説による。

(2) 「シ、モテマカリテハ」、中島註は「為し為して参りました上は」とし、また同訳は「かように思いつけ思いつけして来ては」とし、赤松註は「シ、」を「天明本傍注「為仕」とし、大隅訳は「こう思いつけてくると」とし、石田訳は「こうなつては」とする。解し難い。試みに訳して後考を待つ。

(3) 「コノアル人ノ中ニワロケレドモ、サリトテハ、僧俗ヲカイエリクシテ、ヨカラン人ヲ」、中島訳は「この現在ある人の中で、悪くても、それにしても僧侶俗人を選出に選択して、よいと思われの人を」とし、赤松註は「アル人ノ中ニワロケレドモ」「サリトテハ」をそれぞれ「現在いる人に対して悪いが」「そうかといって遠慮せずに」とし、大隅訳は「現在世に出ている人に対しては悪いが、そうかといって遠慮することなく、僧俗を問わず人をよく選び、よい人を」とし、石田訳は「現在いる人の中から、悪いけれども、それでも僧侶・俗人をよりわけよりわけして、よきそなな人を」とする。赤松と大隅のように「ワロケレ」を気の毒の意に解することは誤りであろう。言うところは、今いる僧俗の中から、器量が悪いけれどもそこまで酷くもない、ましな人を選びに選んで。

(4) 「目ヲダニミセラレズハ」、中島訳は「目をさえかけられないならば」とし、赤松註は「きのどくという心情を眼にあらわさなければ」とし、大隅訳は「同情の心を目にさえもあらわされなければ」とし、石田訳は「見むきさえせられないならば」とする。石田に従うべきである。

(5) 「昔ノゴトクニハ、人ノナケレバ、カナフマジ」、中島訳は「昔のように人物がないから出来まい」とし、大隅訳は「昔のように人は人もないので、なかなかむつかしいであろう」とし、石田訳は「立派な人物がないから昔のようになおることは出来ないであろう」とする。言うところは、昔のようには人がいないので、世は昔のようには直らないだろう。

(6) 「エリタゞシタランズル寸法ノ世コソハワロナガラ、ヨクナヲリタルコノ世ニテアランズレ」、中島訳は「選出されたような具合の世は、わるいならよく直つたこの世であろうとする」とし、赤松註は「エリタゞシタランズル寸法ノ世」「ワロナガラ」をそれぞれ「選出されるといふ手順を経た社会」「悪いながら」とし、大隅訳は「選出されるといふようにしてできる世は本当によい世ではないが、よく立ち直つたこの世はそういう世であろう」とし、石田訳は「人物を選び正した有様の世(こそ)は、今の世としては悪いながらもよく直つた世であるであろう」とする。解し難い。少なくとも「寸法」は基準の意に解さざるを得ないであろう。試みに訳して後考を待つ。

(7) 「武士ヲカクテモタセヲハシマシタルハ、ソノレウゾカシ」↓補註七

(8) 「此義ナリテ侍リ」、中島訳は「この筋道は出来上っている」とし、赤松註は「ナリテ」を「あまねく知られる」とし、大隅訳は「このことはよくできあがつた筋道である」とし、石田訳は「これは出来る話だ」とする。解し難い。試みに訳して後考を待つ。

(9) 「コレエリテマイラスル人四五人ハ一定アリヌベシ」、関連する文に「ホリモトメバ三四人ナドハイデクル人モアリナン」(本巻、三五三頁)がある。

(10) 「コトモヲロカヤ。ソノホカハセメテ無沙汰ナレト也」、中島訳は「いうまでもない。その外は極端に沙汰なしにせよというのだ」とし、赤松註は「コトモヲロカ」「セメテ」「無沙汰ナレ」をそれぞれ「もちろんのこと」「しいて」「処置せずにあれ」とし、大隅訳は「それはいうまでもない。そのほかはあえて何の処置もなさらないであつた方がよいというのである」とし、石田訳は「勿論、それ以外の官職については、無理に処置をするなどいうのである」とする。中島と赤松、大隅に従い、二文に分けるべきである。

(11) 「末代ヨリヨキホド也」、赤松註は「文明本・天明本「末代ヨキホド也」とする。今、異本に従つて訳した。

補註

(1) 本巻には「ソノ中ニ代々ノウツリユク道理ヲバ、コ、ロニウカババカリハ申ツ、

〔…〕神武ヨリ承久マデノコト、詮ヲトリツ、心ニウカブニシタガイテカキツケ侍ヌ」(三三三頁)などの表現が頻出する。これらを先行諸訳は言った、書き付けたなどと過去形で訳してきたが、本稿では言おう、書き付けようなどと確述の意に訳した。

そもそも巻第七は、今日伝存の七巻で末尾に位置しておりこれを欠く本もあるため、伴信友によって「付録」と称された。後に村岡典嗣が、『愚管抄』は巻第三乃至第七の後五巻が先に成立して巻第一、第二の前二巻が後に成立した、と論証した^{***}ものの、巻第七を付録とする通念は動揺しなかった。

しかし近年、深沢徹は『愚管抄』の成立順序について「まず巻七が最初に構想され、それを実証すべく、過去を反省的に振り返る巻三から巻六までの「歴史叙述」があとから書き加えられ、最後に巻一と巻二の「皇帝年代記」が添えられたとおぼしい^{***}と推測した。もしこの説が正しければ、すなわちもし巻第七の雑記、巻第三乃至第六の本朝略史、そして巻第一、第二の年代記という順序で成立したとすれば、『愚管抄』の本体は巻第七であり、巻第一乃至第六はその付録であったことになる。

巻第七を通読しても、本巻の執筆当時すでに巻第三乃至第六が成立していたことを暗示するような箇所は見出し難い。また、もし右の「ソノ中ニ代々ノウツリユク道理ヲバ」云々などの文を、すでに巻第三乃至第六で言った、書き付けたなどと解すると、何故既述の内容を本巻で繰り返すのかという説明が欠如していることになり、不審である。それよりも、本巻こそが最初に執筆された巻であり、「ソノ中ニ代々ノウツリユク道理ヲバ」云々などの文は、この書でこれから述べる内容を宣言するものと解すべきかも知れない。

なお川上徳明が論証したように、助動詞「つ」「ぬ」はそれだけでも確述の意になり得る^{***}。本巻でも、例えば「コノコトハリハコレニテ心エラレス」(三三三頁)などの文は、文脈から私は心得られたでなく読者は心得られるだろうの意に解することが自然である。また、「露バカリソラコトモナク、最真実ノ(真実ノ)世ノナリユクサマ、カキツケタル人モヨモ侍ラジトテ、タマヘスチノ道理ト云コトノ侍ヲカキ侍リヌル也」(三四三頁)という文も、そのようなことをすでに書き付けた人もいないだろうから私が書こうの意に解すべきであろう。

ただし、「コハ以ノ外ノ事ドモカキツケ侍リヌル物カナ」(三五〇頁)は完了の意に解さざるを得ない。そのため断定し難いものの、本稿では巻第七を最初に執筆された巻と見て、「カキツケ侍ヌ」などを書き付けようなどと確述の意に訳した。

*伴信友「読愚管抄」、弘化三年(1846)成立、「比古婆衣」巻第十六。

**村岡典嗣「愚管抄考」(初出1927)、「日本思想史研究」増訂版、岩波書店、1940(初版1930)、三四頁。また、同「愚管抄の著作年代編制及び写本——愚管抄続考——」(初出1939)、同前、六七頁)参照。

***深沢徹「慈円『愚管抄』」、苅部直など編『秩序と規範——「国家」のなりたち

——」(岩波講座日本の思想)六、岩波書店、2013、二八六頁。

***川上徳明「助動詞「つ」「ぬ」の所謂確述的用法について」(序論付章、初出1973)、「命令・勧誘表現の体系的研究」、おうふう、2005。

(2) 慈円は、范叔や光頼のような優れた人物が爵禄などに執着せず、早くに引退して身を全うすることを高く評価する(三三三、三五一頁)。ただしそれとともに、人材不足の時に優れた人物が早くに引退してしまうと、ますます人材が枯渇するとも述べる(三五三頁)。

(3) 継体(「継体正道」)「巻第三、一三〇頁」、「継体イ」「巻第四、一九三、二〇二頁」、「継体守文」「巻第三、一五八頁、巻第五、二六五頁」は、『愚管抄』における重要概念である。

「継体守文ノ君」または「継体守文」を、中島註は「位を嗣ぎ成法に遵って武功を用いず文を以て国を守る君。皇太子」(二四〇頁)とし、岡見註は「天子の位を継ぐ後つぎの君。皇太子。守文は先王の法度を守る意」(一五八頁)とし、赤松註は「祖先の遺体を継ぎ成法に従って武力を用いない」(二六五頁)とし、大隅訳は「皇位を継承し先帝の法度を守っていかれる天皇」(一五五頁)、「祖先のあとを受け継ぎ、成法に従って武力によらずに国を治めること」(三〇二頁)とする。継体守文の君を太子と解することは明らかに誤りである。また、継体を祖先の体や跡の継承と解することも、仲哀帝以後は継体でないとする『愚管抄』の用法と齟齬するため、やはり誤りである。

そもそも「継体守文」の出典は、中島註(二四〇頁)と岡見補註(三・五八)が挙げる如く「史記」巻第四十九外戚世家第十九の「受命帝王及継体守文之君」(『漢書』巻第九十七上外戚伝第六十七上に同文あり)。この「継体」を、顔師古は「謂嗣位也」と註し、司馬貞は「謂非創業之主、而是嫡子継先帝之正体而立者也」と註する。恐らく原義は、師古註のように第二代以降の君の意でしかなかったであろう。しかし慈円は、「皇子ノウチツキテ」(本巻、三四四頁)と述べているため、その「継体」とは索隠註のように嫡子が父から継承して即位することの意であった。なお、「仲哀ハハジメテ国王ノムマゴニテツガセ給フ」(巻第三、一三五頁)などであるように、仲哀帝は日本武尊の子であり、叔父の成務帝の皇太子となつてから皇位を継いだものの嫡子継承でない。

同じく「守文」を、顔師古は「言遵成法不用武功也」と註し、司馬貞は「猶守法也。謂非受命創制之君、但守先帝法度為之主耳」と註する。赤松註と大隅訳の「武力を用いない」「武力によらずに国を治める」という「守文」解釈は師古註に依拠しているらしいが、その所謂「不用武功」は武功を用いて即位しないの意であり、即位してから武力を用いないの意でない。例えば、王葆珪が指摘した*ように、夏の啓王は有扈氏と戦つてこれを滅ぼし(『史記』巻第二夏本紀第二)、周の成王は武庚や管叔を誅伐した(同前巻第四周本紀第四)が、三国魏の高貴郷公は「夏啓周成守文之盛」(『魏氏春秋』「三国志」巻第四魏書高貴郷公紀第四

裴松之註所引逸文」と述べている。

なお、慈円は

文武ノ二道ニテ国主ハ世ヲオサムルニ、文ハ継体守文トテ、国王ノヲホン身ニツキテ、東宮ニハ学士、主上ニハ侍読トテ儒家トテヲカレタリ。

(巻第五、二六五頁)

とも述べている。「文ハ継体守文トテ」云々の出典は、後漢永平十八年(75)の章帝の詔(『後漢書』卷第三章帝紀第三)にある「深惟守文之主、必建師傳之官」か。ここで所謂「継体」は、恐らく意味がなかったであろう。

*王葆玆『玄学通論』、五南図書出版有限公司、1996、九九頁。

(4) 慈円は知り難い道理を知るための客観指標として寿命の長短に着目した(三二四、三三二、三五二～三五三頁など)。これは人の寿命が短くなつていくとする命濁の思想に着想を得たものであろうが、統計分析のような手法であったとも言いが得る。

(5) 慈円は異母兄兼実について「九条殿ノ世ノ事ヲ思ハレタリシ」(三三六頁)や「九条殿ハ社稷ノ心ニシミタリシカバ」(三五二頁)と評価する。これらの評価は、兼実が自ら「よをおもふころの^中をみく^{まのこころ}神のめ^{くみ}を^{あぐはかりそ}」^有「玉葉』治承四年「1180」三月卅日条」という歌を詠み、「篇目雖^レ□^{三二一}、肝心只在^レ社稷」(『奉^レ籠^レ金銅盧舍那仏大像生身舍利^レ事』、寿永二年「1183」五月十九日付、『平安遺文』四〇八九「尊経閣所藏文書」)や「凡所^レ志者、偏社稷之安全也、政道之反素也」(『玉葉』元暦元年「1184」九月廿三日条)、「只社稷之志、答^レ天意神慮^レ者歟」(同前文治二年十二月十三日条)などと述べていたことによる。

しかし慈円は、兼実の子たちの「昔ノニホヒ」(三五二頁)や頼朝の「ヌケタル器量」(巻第六、二七六頁)、「昔今有難キ器量」(同巻、三〇四頁)を高く評価するが、兼実にそのような気風や器量があったと評価することはない。兼実が基房とともに本来のあるべき撰録に似て見えるのは、他と比べればということではないかもしれない(三三五頁)。そのため慈円が兼実について評価したのは、その志であつて気風器量でなかつたと言つてよい。

(6) 慈円は三寅が摂家将軍となつたことを随喜したが、文武兼行して威勢ある撰録の意義が後鳥羽院に理解されていないことを危惧していた(三三六、三四四、三四六頁)。そのためもあつて、随所で摂家将軍の意義を力説している。ただし慈円は恐らく、後鳥羽院に諫言するために『愚管抄』を著したのでなく、当時二歳の東宮懐成親王が後に同書を読んで後鳥羽院のような君にならないことを願っていたのであろう。

(7) 慈円は後鳥羽院の拳兵計画を諫止するために『愚管抄』を著わした、という通説によれば、慈円にとって焦眉の課題は朝廷と武家との関係如何であつたこととなる。しかし、慈円はこの関係改善を容易と見ており(三四一～三四二頁)、改善後を強く意識していたと考えられる。本巻で散見される武家との協力による近臣や冗官の

廓清論(三四二、三四五、三五八頁)は、注意されるべきであろう。

付記 本稿は、平成廿九年度科学研究費補助金(若手研究B)による研究成果の一部である。